HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第2次大戦期におけるアメリカ戦時生産の実態について（1）
Author(s)	堀, 一郎
Citation	北海道大學　經濟學研究, 29(3), 231-277
Issue Date	1979-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31466
Type	departmental bulletin paper
File Information	29(3)_P231-277.pdf



Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

第2次大戦期におけるアメリカ戦時生産の実態について (1)

堀　　一　郎

〔目　　次〕

はじめに
Ⅰ　戦時動員政策の展開
　1　準戦時期（1940年5月～1941年12月）
　2　戦時期（1941年12月～1944年）　（以上本号）
Ⅱ　戦時生産の実態　（以下次号）
　1　航空機産業
　2　自動車産業
　3　造　船　業
　4　工作機械産業
　5　アルミニウム産業
　6　石油産業
　7　合成ゴム工業
　8　電子工業
むすび

はじめに

私は前回第2次大戦期アメリカ経済の特質を検討するための一つの試みとして，強固に組織化された独占産業部門であると同時に基幹産業たる位置を占める鉄鋼業に焦点を絞り，戦時鉄鋼政策の展開，鉄鋼生産および分配の実態，鉄鋼独占資本の動向を考察した(「第2次大戦期におけるアメリカ鉄鋼業」北海道大学『経済学研究』第28巻1号，1978年3月)。そこでは，戦時鉄鋼生産の特徴が，若干の新技術の普及はみられたものの，全体として既存設備のフル稼動―これには戦時生産に決定的な役割をはたした連続ストリップ・

ミルの軍需生産への転換が含まれる—と既存設備の横への拡張にあったこと，鉄鋼独占体は戦時生産の過程で拡大されたとはいえ，独占体間には大きな変動がなく，むしろ固定化されたこと，が明らかになった。

しかし第2次大戦期におけるアメリカ戦時生産の特質を総体的に把握するには鉄鋼業以外の主要産業の考察が必要であろう。本稿では前の機会にはたすことのできなかった主要産業の戦時生産の実態を解明し，この観点からアメリカ戦時経済の特徴をより明確にしたい。すなわち，戦時期飛躍的な拡張を遂げた航空機産業，造船業，アルミニウム産業，参戦後民需生産を完全に停止し軍需生産に全面的に転換した自動車産業，新興産業として戦時期登場し戦後の石油化学工業の基礎となった合成ゴム工業，同じ新興産業として現れ戦後めざましい発展を示した電子工業，を中心に戦時生産の実態を明らかにする。そこではこれらの産業における生産力や生産技術の内容が検討されるとともに，国家の役割や独占資本の動向にも論及されよう。こうした作業は戦時生産の特質を呈示することはもとより，戦後アメリカ資本主義の生産力的基盤を吟味するための手がかりを与えるだろう。

ところで，以上の課題に先立ってアメリカ戦時動員政策の進展過程を概観しておく。これまでアメリカ戦時体制に関する研究は個別的に深められてきているが，そうした個別研究に依拠しつつ経済動員過程を通観しておくことは戦時生産の実態分析の前提として必要であろう。その場合，従来触れられることの少なかった生産統制，物価統制，労働力統制の施行過程を中心に年次的にみてゆくが，同時に資本，労働者，農民の「総力戦」体制への動員方法にも若干関説したい。戦前膨大な遊休設備をかかえ，当初は必ずしも軍需生産への転換に積極的姿勢を示さなかった資本，とりわけ巨大独占資本，ニューディール期の社会改革的立法によって団結権，団体交渉権が法認され組織力を増強しつつあった労働者，同様に農業救済政策によって保護されていた農民，これらの諸階層の戦時動員方法の考察は，ニューディール体制が戦時動員のもとでどのように処理されたかという観点から重要な論点をなすと考えられるのである。ただこれらはあくまでも概観にとどまっていることを

断っておかなくてはならない。検討すべき多くの問題が残されているが，それらの考究は他日に期したい。

I 戦時動員政策の展開

1 準戦時期（1940年5月～1941年12月）

(一)

1929年秋の株式ブームの崩壊に端を発した恐慌は，数年にわたりすべての経済指標を大幅に下落せしめた点で空前絶後であった。これに対し，健全財政主義を基本的に堅持していたフーバー政権は部分的に対処したにとどまり，結局33年3月に発足したローズベルト政権が景気回復策を積極的に推進するにいたった。だが，このニューディール政策は何ら体系的ではなく試行錯誤的側面が強かった。景気浮揚策として最初は物価引上げと失業・農業救済による購買力補給が重視されたが，35年を境に反独占と社会改革的労働保護が前面に押し出され，それらを通じて景気を回復することが図られた。

かかる回復施策のもとで景気は33年初めに底をつき，その後多少不安定な変動を示しつつも，36年末まで比較的速いテンポで回復過程を歩んだ。いまこの間の経済動向の主な特徴を列記すれば次のとおりである。第一に，工業生産は37年中頃には29年水準を超えたが，非耐久財生産部門の回復が著しかったのに対し，耐久財生産は29年水準を下回った。第二に，企業設備投資のうち建設投資は依然低迷していたが，機械設備投資はかなり回復した。第三に，企業の設備投資の大半は各企業の内部資金によって賄われた。他方商業銀行の資金過剰化は顕在化したため，その多くが連邦債券投資に向けられた。そして第四に，労働保護政策のもとで労働者の団結権，団体交渉権が法認され，工場雇用も拡大したが，それでも37年には770万という大量の失業者が残存していた。

だが，こうした異例の景気回復は，37年初めに頭打ちとなり，後半には激烈な低落に転じた。ニューディール政策はこれを転機に再度転換を余儀なく

され，財政政策は失業救済，公共事業計画，農業救済を主体とする恒常的赤字スペンディング政策に移行し，金融緩和措置や減税も採用される[1]。38年後半から建設活動が活発となり，購買力も増大し，景気は主としてそれらに支えられて再度回復しはじめ，第2次大戦勃発を迎えるのである。30年代ローズベルト政権は未曾有の大不況に対処するため失業・農業救済，景気回復，団結権，団体交渉権の承認などの社会改革に要約されるニューディール政策を実施し，国内問題の処理に忙殺されたのであるが，他面では海外で進行していた国際情勢の緊迫化にどのように対応したであろうか。

周知のようにローズベルト政権は国内問題の解決を最優先課題として位置づけ，対外問題を副次的問題とした。しかも30年代後半にはアメリカ固有の孤立主義が高揚したので，アメリカはまず中立法の制定という手段で世界情勢の緊迫化に対応したのである。1935年に中立法はイタリアとエチオピアの間に紛争が生じたのを契機に制定されたが，それは，大統領が戦争状態が存在することを宣言した場合，アメリカ国民が武器，弾薬など兵器を交戦国に輸出すること，およびそれらを合衆国国籍船舶で輸送することを禁じた。こうしてアメリカは交戦国とのかかわりを極力回避し，孤立状態のもとで国内平和を維持するという方法を選択したのである。その後中立法は36年には交戦国への借款供与の制限，37年には交戦国国籍船舶による旅行の禁止，中立法の内乱への適用が追加され，補強された。しかしながら兵器以外の重要物資，例えば石油，屑鉄，銅などの輸出に関しては，37年中立法は2カ年の時限措置とはいえ，現金自国船方式 (cash-and-carry) を採用し，現金取引および合衆国国籍以外の船舶で輸送する場合にかぎりこれらの輸出を認めた。したがって，これらの重要物資は，40年7月まで禁輸措置を受けず，中立法の最大のぬけ穴になった。

アメリカはまず中立法の制定によって国際情勢の悪化に対処した。しかし世界情勢が一層切迫するに伴い38年には再軍備計画を開始するにいたる。1月大統領は，年頭教書において，陸海軍増強計画の実施を要請し，28日には20％の海軍拡張を中心とする再軍備計画案を提出する。この法案は長期

にわたる激論の末，5月に「海軍拡張案」いわゆる「第2次ヴィンソン法」として議会を通過する。かくて海軍拡張を重点においた再軍備計画が開始され(陸軍拡張は経常軍事費の範囲内で実施)，同時に商船建造計画も36年海事法(Marchant Marine Act of 1936)に基づいて行われるのである。その後，再軍備計画は39年1月の大統領による5億2500万ドルの国防支出追加の要請，39年6月のゴム備蓄を目的としたイギリスとのバーター協定の締結，8月における産業動員計画諮問機関としての戦時資源局 (War Resouces Board) の設置[2]，を通して徐々に進められていった。たがアメリカの再軍備計画はローズベルト政権の国内政策優先主義と国内の根強い孤立主義に規制されて微々たる規模でしかなかった。それでもこの再軍備の動きは，イギリス，フランスからの軍事注文とともに，航空機，造船，工作機械の諸産業の生産拡大を主導し，景気の回復に少なからぬ影響をおよぼした点は注目されなければならない[3]。

1) ニューディール期経済の概観についてはとりあえず，同志社大学アメリカ経済研究会編『ニューディールの経済政策』(慶応書房，1965年)，戸原四郎『恐慌論』(筑摩書房，1972年)第7章Ⅲ，宇野弘蔵監修『帝国主義の研究3 アメリカ資本主義』(青木書店，1973年)第4章(中村通義稿)を，また37—38年恐慌については，K. D. Roose, The Economics of Recession and Revival, New Haven, 1954, 安保哲夫「ニューディール期アメリカの景気回復過程」(日高普他編『マルクス経済学』東京大学出版会，1978年，所収)，同「ニューディールの『反独占政策』と37年恐慌」(『経済学批判5』社会評論社，1978年所収)を参照。

2) 両大戦期において戦時動員計画の作成に当ったのは，1921年に陸軍省内に設置された計画課 (Planning Branch) と22年に新設された陸海軍軍需局 (Army-Navy Munition Board) であった。だがこれらの機関の活動は，反戦主義と孤立主義の抬頭，軍事予算の削減に影響されてきわめて制限された。こうしたなかで最初の戦時動員計画が1931年に発表され，以後33年，36年，39年と3回にわたって修正，整備されていった。戦時動員計画は軍事動員，軍需品調達および産業動員から構成されていたが，直ちに実施されるほど具体的かつ詳細な内容のものではなく，以後強行される動員計画に対して骨格をなしただけであった。なお(一)注(2)も参照。

3) ニューディール後期から参戦にいたるまでの過程についての分析は，森杲『アメリカ資本主義史論』(ミネルヴァ書房，1977年)第7章が詳しい。なお個別産業部門のこの時期の動向については Ⅱ で詳論する。

(二)

第2次世界大戦は，1939年9月1日ナチス・ドイツがポーランドに進駐し，イギリスおよびフランスがドイツに宣戦を布告することによって開始された。大戦勃発による強力なインパクトはアメリカ経済に直ちに現れた。多分に投機的な膨大な国内購買力が基礎原料，基礎資材を中心に殺到し，価格，生産，雇用を一挙に引き上げた。基礎原料，基礎資材の価格は9月1カ月間に約25％も急騰し，工業生産は39年末までに15.2％（37年ピークを3％，29年ピークを9％上回る），製造業における雇用，支払給料総額もそれぞれ10％，16％上昇した。[1)] こうしたなかで大戦勃発以前より海外需要と国内再軍備計画の影響を受けていた航空機，船舶，工作機械とともに，鉄鋼，レーヨン，パルプの生産も激増した。だがヨーロッパ戦線が39年末に膠着状態にいたると，アメリカ経済は沈静化に向い，40年4月頃には戦前水準に落ち着くのである。

ところでアメリカは，依然孤立主義が支配的であったから，大戦勃発後直ちに本格的な国防計画を着手することはできなかった。しかしながら，中立法の修正により実質的にイギリス，フランスへの武器輸出の道を開くにいたったことは注意を要する。すなわち，大戦勃発直後には大統領は中立法を遵守し，イギリス，フランス，ドイツ，ポーランド，インド，オーストラリア，ニュージーランドへの武器輸出禁止を命令したのであるが，ドイツの急進撃を前にして同月21日議会に中立法の武器禁輸条項の撤廃を要求する。もちろん国内世論においては孤立主義が強固であったが，活発な議論の末11月4日に第4次中立法が議会を通過するのである。それは，一方ではアメリカ商船による武器運搬の禁止，交戦国船舶によるアメリカ市民の旅行の禁止，アメリカ船舶の交戦海域への航行の禁止を再確認したが，他方では武器禁輸条項を撤回したうえで，武器輸出を現金自国船方式で認可したのである。これに伴い，39年末には New York 連邦準備銀行がイギリス，フランス両国の軍需品代金支払機関として指定され，40年初めには英仏購入委員会（British–French Purchasing Board）が設置された。こうしてアメリカは，本格的国

防計画の開始以前にイギリス，フランスを中心として連合国援助に傾斜していった。

さて，ヨーロッパ戦線での「みせかけの戦争」(phony war) は，40年4月のナチス・ドイツによるデンマーク，ノルウェー侵攻によって終焉を告げ，その後2カ月間にドイツはベルギー，オランダ，ルクセンブルク，そしてフランスを席巻し，戦争は世界大戦に発展しはじめた。特に低海岸地域ならびにフランスでのドイツの電撃作戦の成功は，アメリカの危機感を高めた。かくてローズベルト大統領は遂に本格的な国防計画に取り掛り，これまで孤立主義的傾向を帯びていた財界も国防計画への参加を表明する。軍備計画の点でも産業動員の点でも遅れを取っていたアメリカは，公然と軍事体制の構築を開始するのである。

ローズベルト大統領は，5月16日に議会に対し8億9,600万ドルの即時軍事支出と2億8,600万ドルの追加軍需契約を要請したのをはじめとして(議会は6月11日と13日に承認)，イギリス軍の大陸撤退直後，そして7月10日に軍事支出の追加を要求し，議会は6月26日，17億5,000万ドルの支出を，さらには9月9日，約50億ドルの軍事契約の発注を認可した。急増された軍事支出のなかには，5月16日発表された「年間航空機5万機生産計画」，6月14日と7日16月に相次いで制定された「11％海軍拡張法」，「70％海軍拡張法」，1936年海事法に基づいて実施されていた長期商船計画の加速化，が含まれていた。

この軍事支出の著増と並行して，産業動員機関が設置された[2)]。まず40年5月末に国防機関の事務の調整に当るものとして，緊急事務管理局 (Office of Emergency Management) が新設され，同時に第1次大戦の例にならって国防会議 (Council of National Defense) と国防諮問委員会 (National Defense Advisory Committee) が復活され，産業動員の任務につく。NDACは工業生産，原料，労働，物価安定，消費者保護，農業および運輸の7部門から構成されており，産業動員に不可欠なあらゆる部門を有していた。その主眼は，軍部の動員計画と産業動員計画を調整すると同時に，資本，特に巨大

資本を積極的に軍需生産に参加させるところにあった。実際，工業生産部にはGM社長 W. S. クヌードセン (W. S. Knudsen) が，原料部には U. S. Steel 会長 E. R. ステティニアス (E. R. Stettinius) が，運輸部にはシカゴ・バーリントン鉄道 (Chicago, Burlington & Quincy Railway) 会長 R. ブッド (R. Budd) が就任し，巨大企業の経営者が NDAC の重要な地位を占めた。ただ NDAC は本来諮問機関であって，執行機関ではなかったこと，あるいは NDAC 内部の諸部門の権限が明確ではなかったことのため，軍需生産計画が拡張されるにつれて発展的に解消される。

軍需品調達方法としては第1次大戦期と同様，優先制度 (priority) が実施される。それは40年8月陸海軍軍需局 (Army-Navy-Munition Board) が陸海軍の契約者に対し軍需品の優先的納入を要求したことから開始された。10月には NDAC に優先部が新設され ANMB 管轄外で軍事上必要とされる物資を調達した。しかしこの時点では優先制度は生産者の自発的協力に依存したもので，調達品の納期のみを指定するという緩いものであり，軍需品調達が全生産に占める割合がまだ僅かであった当時において重大な支障は生じなかった。むしろ国防計画の推進にとって障害となったのは軍需生産設備であった。というのも，30年代過剰生産設備に悩まされた資本が戦後の設備過剰を懸念して設備拡張に難色を示したからである。したがって，国家資金による軍需設備拡張や，金融，課税措置による民間資本軍需生産設備拡張促進策が緊急に実施される必要に迫られたのである。

戦時期，国家資金による軍需生産設備拡張は，主として陸軍省，海軍省および復興金融公社 (Reconstruction Finance Corporation) の子会社たる国防工場公社 (Defense Plant Corporation) を通して行われたが，なかでも重要な位置を占めた[3] DPC が，復興金融公社修正法に基づいて8月22日に新設された。DPC は，資本に代って国家資金で工場，設備を建設し，これらの工場，設備を大部分はリースで，一部は手数料方式で民間資本に委託，運営させた。しかも DPC は，運営企業に生産高に応じて利潤を保証したこと，名目的にリース料を年1ドルに固定したこと，また戦後，DPC 工場の処分の

際，運営企業に原価マイナス償却費に等しい価格で購入しうる優先権を与えたことなど，運営企業には種々の有利な条件を付与し，民間企業を積極的に軍需生産に参加させながら，軍需生産設備の拡張を図ったのである。

さらに資本による軍需生産設備促進措置も講ぜられた。すなわち40年10月の緊急工場設備契約 (Emergency Plant Facilities Contract) と第2歳入法による加速度償却法の制定である。前者は，民間資本が建設した軍需生産設備の費用を政府が5カ年間で返還することを保証し，後者は，民間資本が設置した軍需生産設備の全コストを5カ年間あるいは戦時期に加速度償却することを認可した。両者はともに，軍需生産設備が本来的に有する危険を軽減することによって民間資本による軍需生産設備の建設を促進することを意図していた。しかし後者は，加速度償却法が適用されれば，償却分については法人所得税，超過利潤税の課税額から控除されるという利点を有していたから，課税率がきわめて高かった戦時期には前者より広く利用された。[4] このように軍需生産設備拡張促進策は民間資本に非常に有利な条項を含んでいたが，ともあれ，それらは国防計画の着手後直ちに確立され，その後それらの方式のもとで設備拡張が推進されていった。

さて，以上の軍需設備拡張促進策と並んで，軍需企業の運転資金の融資方法も整備されていく。1940年6月28日法 (Act of June 28, 1940) と1940年7月2日 (Act of July 2, 1940) の制定により海軍および陸軍は，軍需契約企業に対し，契約価格の30％まで前払い (advance payment) することが可能となった。さらに10月9日の譲渡法 (Assignment of Claims Act) は，軍需生産者が政府の軍需契約支払証書を資金融資の担保として使用することを許可した。こうして戦時運転資金金融方法も前述の戦時設備拡張方法と同様，この時期にほぼ確立されたのである。[5]

かくて40年6月から年末の間にアメリカは，軍事支出の急増，産業動員機構の設立，軍需品調達方法の導入そして軍需生産設備促進方法と戦時運転資金融資方法の確立を通して軍需生産体制の基礎を固めるにいたったのであり，特に軍需契約の発注と軍需生産設備の拡張に重点が置かれたのである。

実際40年6月から12月までの期間の軍需契約額は，約105億ドルときわめて巨額で，38財政年度における陸軍，海軍の軍事支出額合計の9倍強であった。[6]

この間アメリカの対外政策の方向も一層明確になった。最も重要な動きは，フランス降服後イギリスがドイツに包囲されたため，アメリカが積極的にイギリス軍事援助に乗り出したことである。アメリカは直ちに武器援助を行うとともに9月には米英駆逐艦譲渡協定（イギリス領でのアメリカ海軍基地建設と引換えにアメリカの旧式駆逐艦50隻をイギリスに譲渡する）を締結したが，そうした軍事援助の外にイギリスの軍需注文を積極的に引き受けた。40年末までにアメリカは約27億ドルのイギリス軍需契約を受けとり，61の企業はイギリス政府から約1.7億ドルの設備拡張資金の融資を受けた。[7] このイギリスからの軍需注文は国内国防契約とともにアメリカの軍需生産の拡大を主導していくのであるが，その際軍需生産の効率を高めるために，イギリスの兵器規格がアメリカの兵器規格に一致させられたのである。[8] ともあれアメリカのイギリス輸出は急増していく（イギリス本国向け輸出は5月4,979万ドル，6月7,796万ドル，7月，1億987億ドル，8月，1億2,602万ドルと急増し，8月以降若干の低下を招いたとはいえ，40年後半の月間輸出額は1億ドルを下回らなかった）。[9]

また輸出許可制も7月3日から施行される。これは明らかに，イギリス軍事援助を含めた連合国援助を促進すると同時に枢軸国への重要物資の輸出を防止することを狙ったものであった。最初輸出許可制の対象となったのは，羊毛，棉，絹，ゴム，材木，すず，航空機，装甲鉄板，工作機械であったが，後に重要物資であるガソリン，鉄屑が追加される。その他，対外政策として，ラテン・アメリカをドイツから防衛するために善隣外交が活発に展開されたのである。

40年6月から本格的な国防計画に着手したアメリカは，かかる過程を経て軍事体制の基礎を固め，9月には選抜徴兵法（Selective Service Act）の制定によって史上初めて平時下で徴兵制を施行するのである。

1) Broadus Mitchell, Depression Decade, New York, 1947, p. 371.

2) 産業動員機構の設置は形式的には大戦勃発直前に新設されたWRBをもって開始されたといえる。この機関は，国内資源の活用計画の策定と陸海軍立案の産業動員計画の調整を任務としたが，39年10月に，31年に発表された戦時動員計画に関する修正報告書を提出した後廃止されたのであって，実質的な産業動員機構の設立は，40年5月末から開始されたのである。

3) 1940年7月から45年6月までの期間に新たに追加された生産設備の全費用は258億ドルに達したが，そのうちの約⅔に当る172億ドルが国家資金建設設備から構成され（国家資金建設設備とは，陸軍省，海軍省，DPCなど国家機関が直接建設した設備であり，その所有権が国家機関に帰属する設備を意味する），残り86億ドルが民間資本によって建設された設備であった。172億ドルの国家設備のうち，DPCは74億ドルを，陸軍省は54億ドルを，海軍省は28億を支出し，DPCによって建設された設備が最も大きな比率を占めた。いまこれら国家設備の運営形態をみるならば，22億ドルの設備が政府直接運営設備，34億ドルの設備が運営者が軍の指命に基づいて武器や弾薬を製造した「手数料付委託運営設備」(management-fee operated facilities)，残り115億ドルの設備が民間企業にリースされた国家設備であった。DPCによって建設された設備はすべて民間企業にリースされたが，それらは45年6月段階でアメリカ工業生産能力の10～12％を占めた。特に合成ゴム（96％），マグネシウム（90％），航空機および航空機エンジン（71％），アルミニウム（59％）においてDPC設備の全生産能力に占める比率は高かった (Gerald T. White, "Financing Industrial Expansion for War", The Journal of Economic History, Vol. IX, No. 2, 1949, p. 157. Economic Concentration and World War Ⅱ, Report of the Smaller War Plants Corporation to the Special Committee to Study Problems of American Business, 79 th Congress, 2 d Session, Senate Committee, 1946, pp. 46—8.)。

4) 1940年7月から45年6月までの期間に建設された86億ドル民間資金設備のうち，加速度償却の対象となった設備は61億ドル，これに対しEPFCが利用されたものは3.4億ドルにすぎなかった (Gerald T. White, op. cit., pp. 157. 174)。

5) その後，戦時運転資金金融方法には中小企業および下請業者を対象とした運転資金金融が補完されたにすぎなかった。40年に導入された方式は事実上第1契約者 (primary contractor) を目的としていたから，中小企業および下請業者への金融的援助が必要となったのである。42年3月からこうした目的のためにVローンが実施された。それは，金融機関が中小企業や下請業者に与えた貸付の一部あるいは全部を，陸軍省，海軍省，海事委員会など政府機関が保証するというものであった。民間金融機関の中小企業への貸付を，政府がそれを保証することによって促進させることを狙ったのである。

6) United States Bureau of the Budget, The United States at War, 1946, rep. ed., New York, 1972, p. 29.
7) United States Civilian Production Administration, Industrial Mobilization for War, vol. 1, 1947, rep. ed., New York, 1965, p. 51.
8) United States Bureau of the Budget, op. cit., p. 31.
9) Survey of Current Business, Feb. 1941, p. 52.

(三)

40年5月より進められてきた軍事体制への転換は，41年に入り新たな展開を示す。対外政策ではそれは武器貸与法（Lend-Lease Act）の制定として現れた。40年末にはヨーロッパ戦線での枢軸国の侵攻は一層拡大した。40年6月に枢軸国側に加わったイタリアはギリシヤに侵入し，ドイツはバルカン地域に進駐した。かかる情勢のなかでイギリス防衛はアメリカの国防戦略から決定的に重要になった。しかしイギリスが深刻なドル不足に陥り，これまでの現金自国船方式に基づく援助方法はその限界を露呈した。そこで41年3月11日，武器貸与法が制定され，これらの難点の克服が図られた。同法は，大統領がその国の防衛がアメリカの国防上必要であると認めた場合，その国のために武器，食糧その他の「国防物資」の製造，調達そして譲渡を指命する権限を大統領に与えた。（戦時期，相互援助決算協定が国務省と被援助国との間に締結され，武器貸与法に基づく輸出の独立貸与勘定の設定，余剰武器貸与法物資の戦後返還，戦後経済政策等を規定した。だが武器貸与借款の処理は戦後にもちこされ，未決済代金の大半は棒引きされた。）議会は3月27日に武器貸与法のための70億ドルの支出を承認したのを皮切りに，その後支出の増大を認可していく。かくてアメリカは，依然非交戦主義の立場を維持しつつも，連合国援助を一層増強し，自らを連合国の兵器廠に位置づけていった。武器貸与法に基づく輸出は，45年9月までに460億ドルに達し，41年から45年8月までの期間の軍需生産の約25％に達した。輸出先別でみれば，その66％は大英帝国に，23％はソ連に向けられ，品目別では航空機（80.3億ドル），戦車（61.9億ドル），船舶（45.6億ドル），火器（42.3億ドル）の順で兵器が全体の約⅔を占めた。その他に食糧（57億ドル），石

油（23億ドル），金属（21億ドル）が含まれ[1]，これらの厖大な軍需物資援助が連合国の勝利に大きく貢献したことはいうまでもない。

他面において国内の戦時体制にも新たな進展がみられ，産業動員機構は再編，強化され，軍需生産統制も導入されるのである。まず産業動員機構の再編から述べよう[2]。前述したようにNDACは，産業動員に必要なあらゆる部門を包括していたが，しかし単なる諮問機関という性格もあって，それぞれの部門の権限は明記されていなかった。したがってNDACが国防計画により深くコミットするにつれて，かえってNDAC内の調整がますます困難になった。そこで，NDAC内の多様な部門を再分割し，それぞれを強化していく方針が採用された。41年1月，NDAC内の軍需生産，優先制度，および調達を担当していた諸部門を統合して生産管理局（Office of Production Management）が新設され，クヌードセンが長官に任命される。OPMの権限はより明確にされ，軍需物資の生産や供給を拡大し生産設備の建設を促進するために必要な施策を策定し，執行することに限定された。だがOPMには軍需その他の需要の決定権，発注権という産業動員にとって決定的な権限が与えられなかったため，OPMの機能に種々の障害が生じることになる。また41年4月にはNDACの物価安定と消費者保護の二部門を吸収して物価管理民需局（Office of Price Administration and Civilian Supply）が設置され，物価統制と民需生産監督を担当する。こうしてNDACはOPMとOPACSとに分割され，産業動員機構の再編はまず軍需生産管轄と民需生産担当を分離するかたちで進められる。

しかし41年中頃には武器貸与法がソ連に適用されたこともあって軍需生産計画は一層拡大された。この時点において軍需生産の拡張は民需生産の増大と衝突し始め，軍需生産遂行上，両者を統轄する必要が生じた。このため41年8月28日，国防資材優先割当委員会（Supply Priorities and Allocation Board）が新設された。同委員会は計画立案機関であって，軍需，対外援助，民需，経済福祉の四部門への資材分配量を決定し，割当制度や優先制度に関する政策や規制を立案することを任務とした。ただ航空機，船舶，火器など

の兵器についての生産決定権はOPMと同様与えられなかった。このSPABの新設と同時にOPACSの民需部はOPMに吸収され，OPMは軍需生産と民需生産の両方を管轄し，OPACSは物価管理局（Office of Price Administration）として改組され，物価統制に専従する。アメリカの産業動員機構は，SPABを計画立案機関に，OPMを執行機関に分化することによって中央集権化の方向に進んだ。

かかる産業動員機構の再編のもとに，優先制度の強化が行われ，分配規制や民需消費規制が徐々に導入されていった。既述したように，軍需品の優先的生産を目的とした優先制度は，発注品の納期のみを指定するという比較的緩いものであった。しかし41年初めには特定の機械や重要物資の品不足が現われ，完成軍需品のみに優先順位の指定を限定していくだけでは不十分であることが明瞭になった。したがって，これらの機械や重要物資の軍需部門への優先的分配を確保するために，個別的に命令優先制（mandatory priority）が実施される。これは，指定された物資を緊急度に応じて軍需生産部門に優先的に配給することを生産者に義務づけた割当統制であって，2月のアルミニウム，工作機械を皮切りに，3月マグネシウム，5月ニッケル，銅，6月合成ゴム，亜鉛，8月銑鉄，鉄鋼へと導入されていった。また命令優先制を一層強化したものとして，包括的優先制（blanket priority ratings）が追加される。これは，特定の軍需品の製造に必要なすべての資材，部品，設備を優先的にその軍需品生産者に出荷することを命令したものである。41年3月に軍事用移動電気クレーン製造に必要な部品，原料に最初に適用されたのをはじめとして，4月末には航空機機体，エンジン，プロペラの原料に，6月には船舶の特殊船体に発動されていった。さらにこれまで生産者の自発的協力に依存していた優先制度は，41年8月末のSPABの新設と同時に，生産者が優先順位を有するすべての契約を引き受けることを義務づけた強制的優先制度に転化した。

このように，軍需品調達方法としての優先制度は，軍需生産計画の拡張とともに上述した分配統制に側面から補強されつつ強化されるにいたったが，

その他に軍需生産を支援するために講じられた措置として，重要物資の消費を規制した保存命令 (conservation order)，重要物資の過剰購入を禁止した在庫統制，そして不急不用の製品の生産を削減あるいは停止することを命じた制限命令 (limitation order) があげられる。なかでも制限命令は，アメリカの軍需生産の進展過程をみるうえで特に重要であろう。というのは，制限命令は一方では不急不用の製品の生産の削減あるいは停止を通じて重要物資の消費を制限し，需給事情を緩和することを目的としていたが，他方では生産の削減あるいは停止を命令することによって民需産業部門を軍需生産に転換させる手段として機能したからである。後述するようにアメリカの軍需生産の特徴の一つは，自動車産業に代表とする耐久消費財部門が軍需生産に転換することによって軍需生産の拡大に決定的な役割を果したところにあり，その意味で制限命令の発動状況は重要な指標と考えられるのである。制限命令はまず41年4月中頃に民需用自動車の20％生産削減を，そして8月末には43％までの引上げを命令し，その後家庭用冷蔵庫，家庭用洗濯機に拡大されていった（民需用自動車生産削減の過程については後に詳述するが，ここで注意を要するのは，制限命令の生産削減条項が段階的削減を規定していたため，制限命令の発動後直ちに民需生産が大幅に削減されたわけではないということである。したがって制限命令の対象となった産業はその期間大規模なかけこみ生産を強行し，一層原料需給を圧迫したのである)。産業動員機構や軍需生産統制は以上の進展過程を経て再編，強化されていったわけであるが，SPAB の新設，制限命令あるは強制的優先制度の実施から明らかなように，アメリカの戦時生産が41年8月末から新たな局面に入ったことが判明するであろう。

ところで，国防計画の開始から参戦にいたるまでの労働政策はいかに展開されたであろうか，この点を簡単に触れておこう[3)]。まず指摘しておかなくてはならないことは，ローズベルト政権が産業動員の遂行にあたって，ニューディール期に制定された改革的労働立法を遵守する方針を再確認したことである。40年8月31日 NDAC は，国防計画は依然大量に残存していた失業者を

救済するために活用されるべきであり，軍需労働に対しては州地方政府の労働規則とともに，ウォルシュ＝ヒーリー法 (Walsh-Hearly Act)，公正労働基準法(Fair Labor Standard Act)，全国労働関係法 (National Labor Relation Act)[4]，などの連邦労働法の適用が継続されるべきことを決定した。[5] さらにローズベルト大統領が CIO の S. ヒルマン (S. Hillman) を最初は NDAC の労働部長に，その後 OPM の副長官に任命し，労働組合を軍需計画に参画させたことも重要である。ニューディール期の労働政策の継続と労働組合の軍需動員機構への参加を通して，労働者を軍需生産計画に動員し，軍需生産の拡大をすみやかに達成することが図られたのである。その意味でアメリカの戦時体制の構築は労資協力に基づいていわば民主主義的に開始されたといえよう。だが労資問題の処理に関しては，軍需生産の拡大に伴いニューディール期のそれと若干の変化がみられた。40年の労資関係の処理は，既存の法的枠組の範囲で，すなわち全国労働関係委員会 (National Labor Relations Board) による使用者の不当労働行為の処分と交渉代理の選挙管理，労働省調停局 (Conciliation Service) による争議調整を通して行われた。ただ41年に入ると生計費の上昇が原因となって賃金引上げをめぐる争議が増大し(争議件数は，39年2,613件，40年2,508件に対し41年には4,288件にも急増し，しかも41年第2四半期に集中した[6])，軍需生産の遅延が懸念された。そこで3月19日に国防産業調停委員会 (National Defense Mediation Board) が新設され，労働省調停局が調整に失敗した争議を再調停する任務が与えられた。この委員会の構成は三者構成（公益3，使用者4，労働4）のかたちをとり，争議処理方法は任意仲裁を原則とした。しかしながら，大統領が私企業の接収，連邦軍によるストライキ鎮圧など行政権限の行使を極力回避したといえ，かかる行政権限の行使を背景に任意仲裁が強制仲裁にならざるをえない状況が存在していたことも事実であった。NDMB はその存続期間（41年3月～42年1月）に118件の争議の再調停を引き受け，96件を解決した(残りは後任機関である戦時労働局〔National War Labor Board〕に引き継がれる)。その多くは調停過程で解決をみ，NDMB の勧告に基づい

て解決されたものは30件にしかすぎなかった。大統領の行政権限が行使されて収拾されたものは North American Aviation, Federal Shipbuilding, Air Associate の3件のみであった。[7]

以上，参戦にいたるまでのアメリカの戦時生産体制の生成過程を概観してきたが，いまその主要な特徴を確認しておくならば，アメリカは非交戦主義の立場を維持しつつも早くから連合国援助に踏み切ったこと，アメリカの軍需生産は民需生産の拡大と並行して，戦前から残存していた大量の遊休生産能力を吸収しながら拡大されたが，その限界が41年8月頃から現出しはじめ，そのため産業動員機構の再編と軍需生産統制の強化が実施されたこと，資本の軍需生産への参加を促進するため，政府投資，戦時金融措置の実施あ

第1表 軍事支出の内訳 (単位 10億ドル)

財政年度	1941	1942	1943	1944	1945
連邦支出	13.8	34.3	79.7	95.6	100.4
軍事支出	6.7	28.3	75.1	89.7	89.0
軍需品(船舶を含む)	2.3	12.7	42.3	55.6	53.8
軍事施設および軍需工場建設	2.2	7.6	12.7	4.6	2.2
俸給，賃金その他	2.2	8.0	20.1	29.5	33.0

出所) P. Studenski and H. E. Kroose, Financial History of the United States, New York, 1963, pp. 444—5.

第2表 軍需生産内訳

(単位 100万ドル，45年価格)

	1940 (7～12月)	1941	1942	1943	1944	1945 (1～8月)	合計	比率 (%)
兵器生産合計	2,047	8,442	30,168	51,745	57,594	33,153	183,149	100.0
航空機	370	1,804	5,817	12,514	16,047	8,279	44,831	24.5
船舶	391	1,852	6,957	12,498	13,429	6,011	41,138	22.5
火器	78	355	1,794	3,180	2,926	1,471	9,804	5.3
弾薬	87	427	2,743	4,908	5,768	4,173	18,106	9.9
戦車・車輌	238	1,285	4,778	5,926	4,951	3,138	20,316	11.1
通信・電子機器	27	226	1,512	3,043	3,739	2,212	10,759	5.9
その他	856	2,493	6,567	9,676	10,734	7,869	38,195	20.8

出所) U. S. Civilian Production Administration, op. cit., p. 962.

るいは資本家の産業動員機構への参画などが図られたこと，また労働動員もニューディール期の労働法の継続や労働組合勢力の産業動員機構への参加を通していわば民主的に遂行されたこと，などであろう。かかる体制のもとで軍需生産は急速な拡大を記録した。軍事支出と軍需生産の推移をみるならば，前者は40年7月の1.99億ドルから41年12月には14億ドルに急増し，同期間の連邦支出総額217億ドルの約6割にあたる127億ドルにも達した。[8)] 軍需生産総額（軍需生産額は兵器生産額のみを意味し，軍需生産設備は含まない）は第2表から明らかなように，1940年7～12月の20億ドルから41年には84億ドルに急増したのである（この期間には第3表から明らかであるが，個人消費支出したがって民需生産も大きく伸びている。したがって準戦時期のアメリカ経済は軍需，民需両生産の拡大に支えられ，上昇過程を辿る）。にもかかわらず，軍事体制は形成期の段階であり，軍需生産への転換も

第3表　実質国民総支出

単位　10億ドル（1958年価格）

	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	1946
国民総支出	209.4	227.2	263.7	297.8	337.1	361.3	355.2	312.6
個人消費支出	148.2	155.7	165.4	161.4	165.8	171.4	183.0	203.5
うち耐久財	14.5	16.7	19.1	11.7	10.2	9.4	10.6	20.5
非耐久財	81.2	84.6	89.9	91.3	93.7	97.3	104.7	110.8
民間国内投資	24.7	33.0	41.6	21.4	12.7	14.0	19.6	52.3
住宅建設	8.2	9.2	9.8	4.9	2.9	2.5	2.8	12.1
企業設備投資	15.3	18.9	22.2	12.5	10.0	13.4	19.8	30.2
うち建設投資	5.9	6.8	8.1	4.6	2.9	3.8	5.7	12.5
機械投資	9.4	12.1	14.2	7.9	7.2	9.6	14.1	17.7
在庫投資	1.2	4.9	9.6	4.0	− 0.2	− 1.9	− 2.9	10.0
対外余剰	1.3	2.1	0.4	− 2.1	− 5.9	− 5.8	− 3.8	8.4
政府購入	35.2	36.4	56.3	117.1	164.4	181.7	156.4	48.4
連邦政府	12.5	15.0	36.2	98.9	147.8	165.4	139.7	30.1
州・地方政府	22.7	21.4	20.1	18.3	16.6	16.3	16.4	18.4

出所）U. S. Dept. of Commerce, The National Income and Products Accounts of the U. S., 1929—1965, 1966, pp. 4—5.

部分的でしかなかった。参戦するに伴いアメリカの戦時経済体制は新たな段階での再編成と強化が迫られるのである。とはいえこの時期の構築過程が参戦後の戦時体制の方向を規定したことは看過できない。

1) Survey of Current Business, Mar. 1946, pp. 9—10.
2) 産業動員機構の変遷についての簡潔な説明は, Herman Miles Somers, Presidential Agency OWMR, 1950, rep. ed., New York, 1969, pp. 5—46. を参照。
3) 第2次大戦期の労資関係に関する邦語文献としては戸塚秀夫, 徳永重良編『現代労働問題』(有斐閣, 1977年), 第2章Ⅳ (荻原進稿) がある。
4) 36年に制定されたウォルシュ＝ヒーリー法は, 1万ドル以上の連邦政府契約を遂行する製造業者の基準労働時間を週40時間に制限し, それ以上の超過労働に対しては基準賃金の一倍半の支払いを規定した。38年6月に成立をみた公正労働基準法は, 労働条件の是正を目的とし, 最低賃金を時間当り40セントまで引き上げ, 最長労働時間を40時間に制限し, それ以上の労働時間を超えた分には一倍半の超過手当の支払いを規定した。なお同法はこれらを目標を, 前者を施行8年後に, 後者を3年後に達成することとした。全国労働関係法は, 35年7月に全国産業復興法の労働保護条項を徹底化するものとして制定され, 労働者の自主的な団結権・団体交渉権を保障した (同志社大学アメリカ経済研究会編, 前掲書, 287—309頁)。
5) U. S. Bureau of the Budget, op. cit,. p. 29.
6) U. S. Dept. of Commerce. Bureau of the Census, Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970, p. 179. U. S. Bureau of the Budget, op. cit., p. 190.
7) Ibid., pp. 190—1.
8) P. Studenski and H. E. Kroose, op. cit., pp. 437—8.

2 戦時期 (1941年12月～1944年)

(一)

アメリカは真珠湾攻撃の翌日の41年12月8日に参戦するにいたり, 軍需生産計画は一挙に引き上げられる。ローズベルト大統領は42年1月6日に, 6万機の航空機, 4.5万台の戦車, 2万砲の高射砲, そして800万トンの船舶を重点的目標とする総額500億ドルの42年軍需生産計画を発表し, 議会はそれを受けて42年の最初の6カ月間に約1000億ドル, 次の4カ月間に600億ド

ルの軍事支出を承認した[1]。この軍需生産計画の引上げに伴って，参戦後数カ月間に一連の産業動員機構の再編と強化が実施される。42年1月16日にはOPMとSPABの全権限を統合して戦時生産局（War Production Board）が新設されたのをはじめとして，同月12日には先のNDMBに代わって労働争議の調停機関として新たに戦時労働局（National War Labor Board）が，また4月18日には戦時人的資源委員会（War Manpower Commission）が戦時労働力利用の監督機関として新設された。またOPAの物価統制権限が法認され[2]，同時に配給管理権限が付与される。その他，国内運輸を管理する国防運輸局（Office of Defense Transportation），戦時造船管理を担当する戦時造船管理局（War Shipping Administration）などが相次いで新設され，同時に陸軍省，海軍省内でも機構の改造が進められた。これらの戦時機構の改編とともに軍需生産の急増に応急的に対処するため，自動車，家庭用電気機具，金属家具など耐久消費財部門で大規模な軍需生産への転換が強行されたのである。

しかしながら，巨額の軍需支出が一挙に撒布され，原料，資材の供給量を上回る膨大な軍需が殺到した結果，軍需生産に混乱が生じ，インフレの昂進が懸念された。と同時に巨大な軍需生産目標を円滑に達成するには労資関係の安定化も緊急課題となった。1942年の戦時動員政策は(イ)生産統制，(ロ)労働動員政策，(ハ)物価統制を中心に展開されるのである。

(イ)生産統制

参戦後の軍需生産の混乱は根本的には，原料，部品供給量をはるかに上回る軍需が一挙に軍部から発注され，軍需生産者が優先制度に依拠しても容易に原料，部品を獲得できなくなった事態から発生したのであった。そこで，軍需生産の拡大を図るためにも，生産設備建設計画の縮小と生産統制の強化が不可欠となったのである。生産設備建設計画の削減に関しては，4月のL-41オーダーによって軍需設備と軍需生産設備以外の設備建設が禁止され，6月には，43年央以降完成予定の軍需生産設備の建設も中止された。他方，生産統制の強化は最初保存命令，制限命令，割当制など原料統制の拡大

を通して行われたが，しかし原料需給が一層緊迫するにつれて，新たな生産統制，すなわち生産要求計画 (Production Requirement Plan) が42年第3四半期より導入された。この PRP は，軍需生産を優先しつつ，軍需，対外援助，民需などのそれぞれの生産計画を利用可能な原料供給量に一致するまで削減，調整し，各生産者の原料獲得を保証することによって軍需生産の拡大を円滑に実現することを狙いとした。[3] この計画は運営上の困難から後に統制物資計画 (Controlled Material Plan) に再編強化されるのであるが，これまでの個別的原料分配統制にかわって，全原料供給との均衡を図るためにそれぞれの生産計画を調整する，というところにその意義があった。42年には軍需生産計画の激増に伴い，生産統制は PRP の実施を通して強化されたのである。

(ロ)労働動員政策

参戦後早急に対策を迫られた第2の問題は，厖大な軍需生産を効率的に遂行するためにいかに労働者のストライキを回避し，安定した労資関係を維持しつつ，労働者を軍需生産に動員するか，というところにあった。

参戦直後労働者は自発的に「ストライキ不行使誓約」(no-strike pledge) を発表し，12月17日の労資会議 (Labor-Management Conference) においては労資間に両者とも未解決の争議をストライキあるいはロックアウトという手段を採らずに政府機関にその調停を委任するという合意が成立した。[4] そのため事実上崩壊していた NDMB にかわる争議調停機関を緊急に設置する必要が再度生じ，42年1月12日に NWLB が設置されたのである。同委員会は既存の労働立法，すなわち公正労働基準法と全国労働関係法と低触することを許されなかったし，構成と調停方法に関しては NDMB を踏襲した。しかし実際に安定した労資関係を維持し，ストライキを回避するためには，これだけでは不充分であった。NWLB は参戦以前から労資間の懸案事項となっていたユニオン・ショップ制の協約化をめぐる問題を解決し，戦時賃金政策を確立しなければならなかった。

組合保障としてのユニオン・ショップ制の協約化は労資間の最大の争点を

なしていた。それは NDMB を崩壊せしめた最大の原因であり，NWLB が即刻解決を迫られた問題であった。CIO は戦時統制の導入が組合の存立を脅かすと予想し，41年9月に鉄鋼会社所有の石炭鉱山 (captive coal mines)においてユニオン・ショップ協定の獲得運動を開始した。これに対し経営者側は労働者の組織力と交渉力の強化に導くユニオン・ショップ制の協定化に強く反対した。このため CIO により数度のストライキが打たれ，NDMB は調停に乗り出した。しかしその調停案はユニオン・ショップ協約を拒否する内容であったから，事態は一層紛糾し，NDMB から CIO 代表が辞任し，三者構成を原則とする NDMB は事実上機能を停止した。[5)]

かかる経過から NWLB は直ちにユニオン・ショップ問題に対し決着をつけなければならなかった。労働者はユニオン・ショップ制の協定化を強く要求し続け，他方経営者側の反対も依然強硬であった。結局 NWLB は妥協案を作成し，解決を図ったのである。その妥協案は組合保障協約 (maintenance of membership) と呼ばれ，非組合員の強制加入を認めなかったものの，組合員に対しては契約期間中組合脱退を禁止した。このように NWLB は，労働者の主張を部分的に認める妥協案を作成し，組合保障に関する問題に一応の決着をつけた（この方針は終戦まで維持される)。

だが労働争議を回避し労資関係の安定化を図るには組合保障のみではまだ十分でなかった。というのも，巨額の軍事費の撒布の結果，42年に入り物価，とりわけ生計費の上昇が著しくなり，賃金引上げ要求が労働者の中から頻繁に叫ばれるようになったからである。したがって一方では賃金争議を防止し，他方では物価安定を達成するために賃金統制の必要性が明らかとなり，NWLB は42年夏から秋にかけて小鉄鋼方式 (little steel formula) を骨子とした賃金統制を実施するにいたった。小鉄鋼方式とは，NWLB が42年7月に小鉄鋼会社4社（ベスレヘム，リパブリック，インランド，ヤングスタウン）の労資に提示した賃金統制法であり，賃金上昇を生計費上昇分に基づくかぎり41年1月水準から15％増まで認可し，その水準で賃金を凍結するという内容であった。だがこうして施行された賃金統制は厳格に賃

金を凍結するものではなかった。なぜならば，NWLB は公正労働基準法の継続と労働者の軍需生産への動員の促進のため，賃金統制の対象を定給時間当り賃金に限定し，実質的賃金引上げを可能とする調整条項を設けたからであった。すなわち NWLB は同一職種内の地域別，企業別，工場別，性別の賃金格差是正のためには 15％以上の賃金引上げを認めたし，低賃金層に対しては「標準賃金」である時間当り 40 セント（後に 50 セント）までの賃金引上げを承認した。また軍需生産を促進するために必要な場合，賃金引上げを認可し，夜間特別賃金，休暇支払など付加給付については統制対象から除外した。また賃金統制の唯一の対象となった定給時間賃金に対して公正労働基準法の適用を戦時中継続した。NWLB の戦時賃金統制の内容は，基本賃金と指定された定給時間賃金の上昇率を凍結したものの，調整条項を柔軟に適用し，実質的賃金上昇を許容するというものであった。NWLB は，賃金上昇を容認するきわめて緩い賃金統制を実施し，それによって一方では賃金争議の発生を抑え，労資関係の安定を維持しつつ，他方では労働者を軍需生産に動員し，効率的な軍需生産の拡大を実現しようとしたのである。

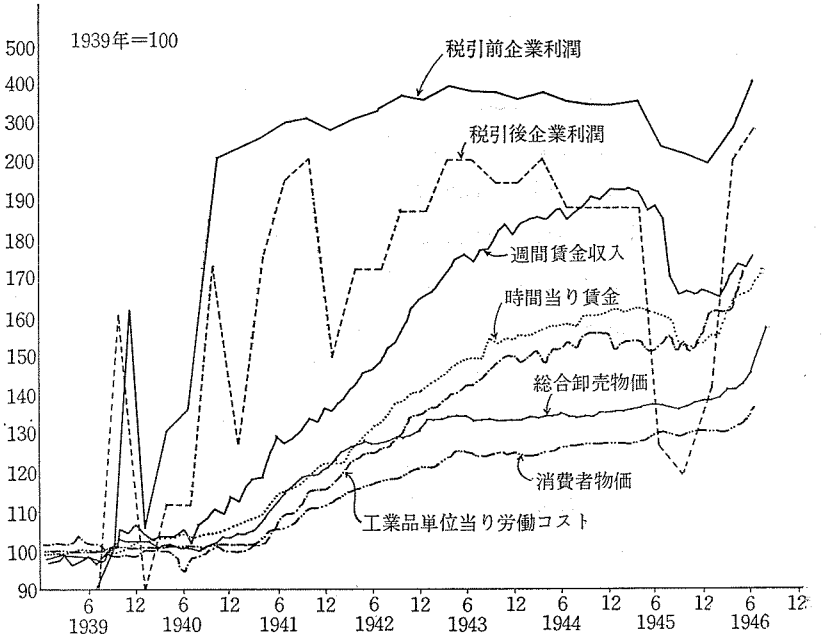
参戦に伴い労資間の自由な団体交渉は労働者の自発的「ストライキ不行使誓約」の表明，NWLB の強制仲裁，あるいは賃金統制の実施により事実上停止された。また調整条項が設けられたとはいえ賃金統制も実施され，物価安定政策が強化されるにつれて賃金統制の権限は，労働者が代表権を有しなかった経済安定局 (Office of Economic Stabilization) に移されていった。さらに 43 年には強制仲裁によってストライキを中止させることを可能にした戦時労働争議法 (War Labor Disputes Act) が制定され，戦時労働統制も強化された。しかしこれらの戦時統制の代償として，あるいは労働者を円滑に軍需生産に動員するための措置として，組合保障協約によって戦時期の組合保障が与えられ，賃金統制のなかに賃金の実質的上昇を容認する条項が設けられていたことはこれまで述べてきたところである。したがって第2次大戦期のアメリカの労働動員は，戦時労働統制によって制限されたとはいえ（労資間の自由な団体交渉の一時停止，だが団体交渉制度そのものまで廃棄さ

れたわけではない)，可能な範囲でニューディール期の既存労働立法（団結権の維持，公正労働基準法の継続）を適用しつつ遂行されたといえよう。かかる政策のもとで労働者は戦時期，ニューディール期取得しえなかった成果，すなわち組織力の拡充と賃金引上げを獲得したのである。

いま戦時期における労働組織化の推移をみるならば，1937年時点で労働組合組織人員はAFL，100組合，286万人，CIO，32組合，372万人，1940年時点ではAFL，105組合，425万人，CIO，42組合，363万人，そして1945年時点では，AFL，102組合，693万人，CIO，40組合，600万人，と増大している[6]。戦時期労働組織化が急速に進んだことが明瞭であろう。次に戦時期の賃金動向をみておこう。39年8月から45年8月までの期間に全製造業時間当り賃金は63.4セントから1ドル2セントに61％の増加を示し，全製造業週間賃金収入は24.52ドルから41.72ドルに70％上昇した[7]。週間賃金収入の伸び率が時間当たり賃金のそれよりも高かったのは，公正労働基準法の適用の結果であった。第1図より明らかなように，戦時期の両者の伸びは物価上昇を大きく上回っており，個人所得税の引上げ，闇市場での物価急騰を考慮に入れても労働者の所得は向上したと推測される。かくて労働者の戦時動員の過程で組織力の拡充と所得の上昇を獲得したといえよう。

(ハ)物価統制

これまで生産統制の強化，労働動員の施行をみてきたが，参戦後直ちにアメリカが取り組まなければならなかった最後の重要な問題はインフレの抑制であった。物価安定の重要性は，NDAC内に物価安定部と消費者保護部が設置されたことからもうかがえるように，国防計画当初から認識されていた。戦時インフレの抑制は，戦時期の国民生活の安定を維持し，戦時財政支出を節約する手段としても，さらに効率的な軍需生産を実現するためにも不可欠であった。しかし参戦以前にはOPAの物価統制権限は法認されていなかったから，OPAの物価抑制策は最高価格の公示という方法でしか行われず，専ら産業界の自発的価格抑制に依存していたのである。したがって大半の商品の価格高騰は放置されたままであった[8]。



総合卸売物価指数（1926年=100を換算），時間当り賃金，週間賃金収入（実数を換算），Survey of Current Business；消費者物価(1935—39年=100を換算)，工業生産(1936—39年=100を換算)，Federal Reserve Bulletin；工業品単位当り労働コスト（1947—49年=100を換算），G. H. Moore, Business Cycle Indicators, Vol Ⅱ. p. 149, 税引前企業利潤，税引後企業利潤，U. S. Dept of Commerce. National Income, 1954 ed. pp. 218—9.

第1図 物価，賃金，利潤の動向

しかし参戦後巨額の軍事費が投入され，インフレ圧力は一層強まり，漸く強制的物価統制が発動されていくのである。まず42年1月30日に緊急価格統制法（Emergency Price Control Act）が制定され，物価統制に法的根拠が与えられた。そして4月28日にOPAは，前日大統領が発表した反インフレ計画[9]の一環として最高価格規制法（General Maximum Price Regulation）を発布し，農産物その他特別に規定した商品以外のすべての価格を，42年3月水準に凍結することを命令した。こうして農産物を除き，41年後半より高騰を続けていた大半の商品の価格上昇は抑制されるにいたったので

ある。だが農産物の価格統制は残され，その処理がその後の物価統制の最大の問題となっていく。

農産物過剰問題は29年大恐慌以降一層深刻となり，ニューディール期アメリカ農業問題の焦点をなし，参戦時点においてもなお解消されていなかった。したがって，ローズベルト政権は，農業調整法（Agricultural Adjustment Act）に具体化された農産物価格支持政策の継続を余儀なくされ，厳格な農産物価格統制を実施することはできなかった。したがって緊急価格統制法には農産物価格統制に関して重大な制限が課せられたのである。OPAは農産物価格を農務長官の認可なしには凍結することはできなかった。また農産物最高価格が，(1)110％パリティ価格[10]，(2)1941年10月1日の市場価格，(3)1941年12月15日の市場価格，(4)1919年7月1日から29年6月30日までの期間の平均価格，の4つの基準のうちの最も高い価格以下に設定されることが禁止された。こうして農産物の最高価格はきわめて高い水準で設定されたのである。事実，こうした基準にしたがえば若干の重要な農産物の価格は，39年水準の2倍近くまで上昇することが可能となったといわれた[11]。しかも4月末の最高価格規制法は農産物を規制対象から除外したから，農産物価格は上昇し続け，生計費の上昇に甚大な影響を及ぼした。生計費の上昇は賃金引上げを誘発するため，とりわけ賃金統制の観点から農産物価格統制の強化が要請されたのである。42年10月に制定された物価安定法（Stabilization Act）は，OESの新設，大統領の賃金統制権の法認など戦時物価，賃金統制において重要な事項を規定したが，農産物価格統制に関しては，従来の最高価格規定を下方修正し，(1)100％パリティ価格，あるいは(2)42年1月1日から9月15日の期間の最高価格，いずれかの高い方の価格で凍結することを命令したのである。これに加えて43年4月には，農産物を含めた生計費を構成するすべての商品の最高価格の引上げを禁止した価格据置命令（hold-the line-order）が公布される。このような過程を経て農産物価格統制は徹底され，農産物価格上昇は漸く収まる。だが凍結された農産物価格水準はきわめて高位であったことは留意しておかなくてはならない（第4表参照）。

さらに注意しなければならないことは，かかる農産物価格統制の強化に伴い農民にこれらに対する戦時代償が与えられたことである。すなわち物価安定法の施行に際しては，戦後2年間にわたる農産物価格支持政策の実施という保証が与えられたし，価格据置命令の実施にあたっては，価格維持のための巨額の補助金が交付されたのである。農産物補助金の交付はまず43年6月，肉，バターに対して実施され，その後10月にはミルク，11月には小麦へと拡大されていった。そして農産物補助金の支出は43年6月以降急増し，42年から46年までの期間に43.7億ドルにも達した。それは同期間に支出された補助金総額55.6億ドルの78％を占めたのである。[12] かかる農産物特別措置の実施に伴い，農民側も43年以降減反政策を打ち切り，政府の増産目標に応じて作付面積を拡大していった。[13] いま戦時期の農産物卸売価格，パリティ率，そして農業所得の動向をみるならば，農産物卸売価格は価格支持の継続により43年には39年の1.9倍の水準にまで上昇し，パリティ率は77から113に引き上げられた。戦時期には農産物価格は工業品価格の水準を上回り，農工価格関係は農業にきわめて有利であったことが明らかとなる。こうした有利な条件に支えられて，農業所得も39年の43億ドルから43年の118億ドル，44年の121億ドルへと激増した(第4表)。第2次大戦はアメリカ農業に対して未曾有のブームをもたらしたのである。

ともあれ，戦時物価統制は独占部門では比較的容易に達成されたのであるが，最大の難点をなした農産物に対しては農民に戦時価格統制への代償を与えることによって漸く実現された。

第4表 農産物卸売価格，パリティ率，農業所得

年次	農産物卸売価格 (1926=100)	パリティ率 (%)	農業経営者実質所得額 (100万ドル)
1938	68.5	78	4,229
1939	65.3	77	4,319
1940	67.7	81	4,201
1941	82.4	93	6,070
1942	105.9	105	8,754
1943	122.6	113	11,789
1944	123.3	108	12,115
1945	128.2	109	12,751
1946	148.9	113	15,039

出所) Historical Statistics of the United State, Colonial Time to 1970, pp. 200, 484, 489.

そしてこうした物価統制のもとで物価は43年第2四半期からほぼ横ばいに推移し，第1次大戦期と比較してかなり低く抑えられたのである。第2次大戦期（39年8月～45年8月）の卸売物価，消費者物価の上昇率は40.9％，28.5％であったのに対し[14]，第1次大戦期（1913年～18年）には88.1％，51.8％であった[15]（第1図参照）。

1) United States Bureau of the Budget, op. cit., p. 112.
2) 戦時物価統制権限の推移については(ハ)で触れる。
3) 「生産要求計画」は次のような方法で実施された。①四半期間に重要金属5,000ドル以上を消費する製造業者は次期四半期の金属を獲得するために，次期四半期の生産計画，その生産計画に必要とされる金属消費量および現在の金属在庫量に関する報告書を，WPB の各産業部に提出することが義務づけられた。②軍部およびその他の政府機関は，それぞれの生産計画を，WPB の各産業部は，製造業者の金属要求書と各金属の供給量を，WPB 内の「物資調達委員会」(Requirement Committee) に提出し，後者はそれぞれの生産計画を金属供給量に一致するまで削減し，金属割当計画を決定する。③この金属割当計画にしたがって WPB の各産業部はそれぞれの製造業者に金属割当量を決定する。ただこの RRP のもとでは金属要求報告書の提出方法や金属割当方法が，各産業部門内の縦の関係を無視して各製造業者と各産業部の間で個別的に，いわば水平的に行われたため，管理運営上種々の難点が生じることとなり，後の CMP に改変されたのである（第2図〔a〕を参照）。
4) Unitd State Bureau of the Budget, op. cit., p. 192,
5) 戸塚秀夫，徳永重良編，前掲書，193—4頁。
6) Historical Statistics of the United States, Colonial Time to 1970, p. 177.
7) Survey of Current Business.
8) 参戦までに44の重要物資と機械に対して最高価格の公示が行われた。ただ独占的産業部門の製品，たとえば鉄鋼などの価格上昇は，そうした措置によって十分抑えられた。
9) 反インフレ計画として①賃金の安定，②厳格な上限価格の設定，③個人の年間所得の上限を税引後2.5万ドルに制限する，④超過利潤税の引上げ，⑤不足物資の配給制の実施，⑥農産物価格の100％パリティへの引下げ，⑦割賦信用販売の制限，の7点が提起されていた。
10) パリティ価格とは1909年8月から14年7月までの期間における農産物と同じ購買力を有する価格であり，110％パリティ価格とは同期間の農産物購買力の1.1倍の水準にある農産物価格を意味する。
11) 五味健吉「第二次大戦下のアメリカ農業」（大原勇三他編『現代農業と農民運動』

時潮社，1975年，所収）62頁。

12) Jules Backman ed., War and Defense Economics, New York, 1952, pp. 341—2.

13) 第2次大戦期のアメリカ農業の特徴として以下の点があげられる。①戦時農業生産の拡張は，減反政策の解除より，むしろ戦前の農業不況期に開発された農産物の増収品種の普及，改良肥料の使用の増大，あるいは農業機械化の急速な普及によって可能になった。②農業経営の面においては，零細経営が脱落し，500エーカー以上の大経営層に土地集積が進んだが，これは自小作農が小作地の取込みを通して規模を拡大したことの結果であった。③戦後のアメリカ主導の世界農業編成が戦時中の対外食糧援助を通して形成されていった（五味健吉，前掲論文）。

14) Survey of Current Business, Federal Reserve Bulletin.

15) Historical Statistics of the United States, Colonial Time to 1970, pp. 200—1.

(二)

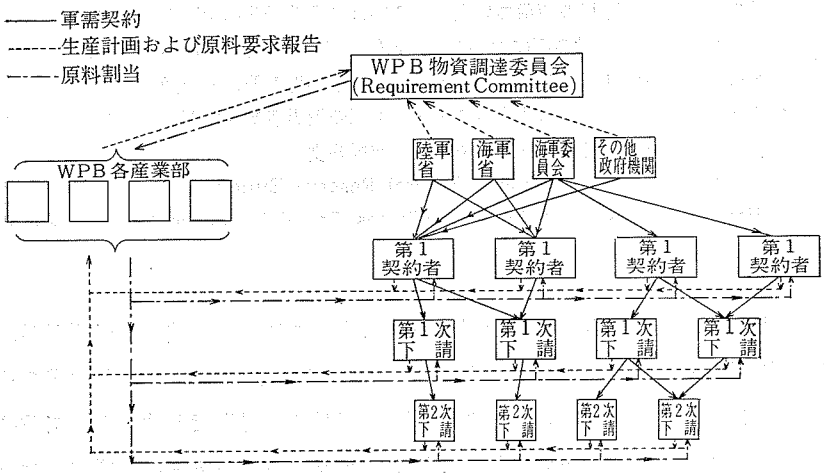
参戦後アメリカの軍需生産計画は一挙に拡張され，生産統制，労働動員，物価統制が上述したかたちで導入され，42年には軍需生産は41年水準の約3.5倍にあたる300億ドルまで激増した。だがこの過程で石油を含めて[1]重要物資の需供事情は一層深刻化し，これまで比較的余裕のあった労働力が徐々に逼迫しはじめ，民需品の生産削減から民需品配給制も実施されたのである[2]。それゆえ43年以降新たな戦時統制の実施が要求された。軍需生産がフル稼動態勢に突入した43年から44年までの推移を，(イ)生産統制，(ロ)労働力統制を中心にみてゆく。

(イ)生産統制

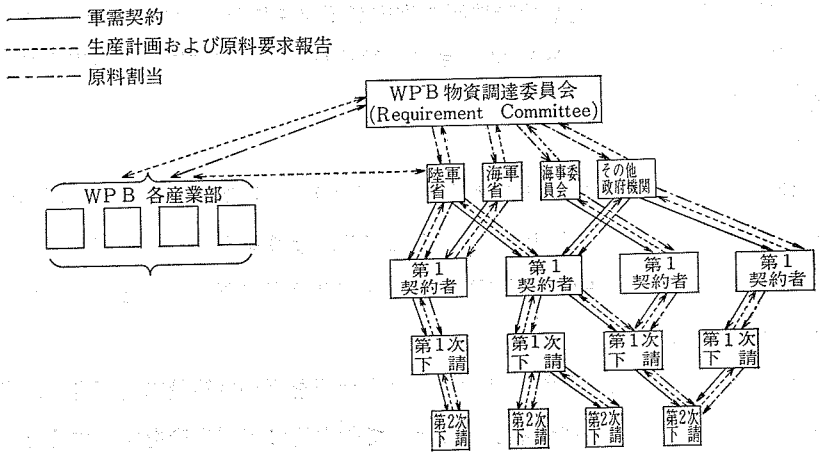
42年中頃には余剰生産能力は吸収しつくされ，生産能力の不足が現われた。そのため軍需生産計画は再度混乱に陥り，より徹底した生産統制が導入されるにいたった。それはPRPの再編と部品分配統制の導入というかたちで進められていった。

既に述べたようにPRPの目的は，生産計画を原料供給量に均衡させ，各生産者の原料獲得を保証することによって効率的に軍需生産を実現するというところにあった。そしてその運営方法の特徴は，第2図(a)から明らかなように，原料要求報告書の提出と原料割当がWPBの各産業部とそれぞれの生

産者の間で個別的にいわば水平的に行われるところにあった。だがこの方法は管理，運営上膨大な事務手続きを必要としたから，原料事情が一層深刻化するにつれて非効率なものとして，巨大産業界，特に鉄鋼産業界や自動車産



第2図　(a)　生産要求計画



出所)　U. S. Bureau of the Budget, op. cit., pp. 309, 311.

第2図　(b)　統制物資計画

業界，および軍部から批判された。そこで42年11月2日に PRP に代わるものとして「統制物資計画」(Controlled Material Plan) が発表され，43年7月から実施されるのである。CMP は原料統制に基づいている点では PRP と同様であったが，この計画においては特に鉄鋼，アルミニウム，銅が「統制物資」(Controlled Material) として指定され（後に若干追加される），これらの物資の分配統制を強化することによって全体の生産統制の徹底化が図られた。さらに第2図(b)から明らかなように，原料要求報告書の提出および回収方法と原料割当方法とが簡略化された。各生産者の生産計画と原料要求書は，陸軍省，海軍省など政府機関によって集められ，WPBの「物資調達委員会」に提出された。同委員会は生産計画を「統制物資」の供給量に均衡させつつ調整し，原料割当計画を作成する。そしてこの原料割当計画を一括して各政府機関に渡し，後者は下請業者の原料割当を含んだものを第1契約者に提示する。こうして原料割当は，政府機関，第1契約者，下請業者へと垂直的に実施されるのである。43年には生産統制はまず PRP から垂直的原料割当方法を原理とした CMP に再編，強化されていった。[3)]

次に部品統制は，43年2月26日に発布された生産計画命令 (General Scheduling Order M-293) と43年6月の部品生産計画命令 (Component Scheduling Plan of June 1) によって導入された。GSOM-293 は，部品を三グループ—無指定，X，Y—に分類し，それぞれの部品生産者に WPB への生産報告，生産能力報告，出荷報告を義務づけた。無指定グループの部品生産者は生産報告書の提出のみを義務づけられたが，Xグループの生産者は生産報告と出荷報告の提出が強制され，出荷は WPB の許可制のもとで行われた。最も不足が深刻であったYグループの生産者は，WPB の管理下に置かれた。Yグループの部品注文者は WPB の許可を得ることを求められ，部品生産者は WPB が認可した注文を引き受けることを強制された。WPB は，部品生産報告書と注文報告書の回収と出荷の許可制を通して部品生産を管理，統制し，部品生産と最終生産とに均衡を図ることを意図した。

しかし最終生産計画を作成する政府諸機関，WPB，そして部品生産者との

間の情報交換が円滑に行われず，所期の目的を達することができなかった。そこで GSOM-293 を補強するため CSP が導入された。CSP は，緊急な軍需生産計画に必要とされる部品にその対象が限定された産業界の自発的協力に基づく部品統制法であり，CMP と同様，垂直的原理を基礎としていた。すなわち，CSP は第1契約者が軍需生産計画とそれに必要な部品量を下請業者である部品生産者に通知し，これらに基づき部品生産者が部品を生産，出荷していくという方法を原理としたのである。このCSP は WPB の部品統制を容易したので，43年9月には CSP は強制化され，WPB の GSOM-263 に組み入れられた。その後部品統制は手続きの簡略化を経ながら強化されていくのである[4]。このようにして43年後半から生産統制は，垂直的原料，部品統制を通して一層徹底化されていった。これらの統制は終戦まで継続されたが，軍需生産の拡張にきわめて効果的に機能し，原料事情に対しても大幅な改善をもたらしたのである。

(ロ)労働力統制

これまで労働力統制には全く言及してこなかった。なぜならば，43年夏以前には地域差はあるものの，軍需生産を大きく阻害するほどの労働力不足は生ぜず，全国的には労働力供給についてはほとんど問題にならなかったからである。一方では大量の青年労働者が兵役に吸収されていったが[5]，他方では戦前に膨大な規模に達していた失業者の吸収，婦人を中心とする新規労働者の雇用，平時生産に従事していた労働者の軍需部門への移動，を通して労働力が調達されてきたのである[6]。

だが43年秋ごろには労働者はほぼ動員しつくされ，労働力事情は全国的に逼迫してきた。第1の原因は失業者の枯渇であった。1940年7月に約900万人にも達していた失業者は，43年6月にわずか78万人に急減した。婦人労働者も40年7月の1,380万人から43年7月には1,870万人に増大したものの，既に頭打ちの状態であった。しかもこの頃には転職率もきわめて高くなってきたので（43年9月の月間転職率は6.29％にものぼった[7]），労働力統制の実施が不可欠となったのである。

もちろんこれ以前にも労働力不足に対処するための措置が部分的に実施された。特に労働力が逼迫していた地域では，労働時間の延長や[3]，軍需契約の削減，民需生産の制限が行われ，経営者間には労働者の引抜きを禁止する協定が自発的に結ばれた。しかしこれらはいずれも大きな成果をあげることができず，新たな統制が必要とされたのである。まず43年6月に労働力確保を目的とした労働力割当計画がバッファローで実施された。これは，バッファロー内の男子労働者の就職を，雇用委員会 (Employment Service) を通して，軍需生産の緊急度が高く労働力不足が最も深刻となった企業に優先して斡旋するというもので，すべての経営者は雇用委員会を通して労働者を雇用することが指示された[9]。

ところが，航空機産業，造船産業などの軍需生産が密集していた太平洋海岸地域では労働力不足が一層悪化し，軍需生産の遅れが生じた。そこでより強化された労働力統制が導入された。43年11月から施行され，西部海岸計画 (West Coast Program) と呼ばれたこの統制に基づいて WMC は，西部海岸地域の各都市別に緊急生産リスト，労働力優先リスト，各軍需工場の最高雇用人員を作成し，軍需生産計画に基づいて労働者の雇用を割り当てたのである。この統制によって雇用の自由は一時停止されたが，雇用計画と軍需生産計画が連結され，軍需工場での労働力確保が容易になった。この統制は43年末にはシアトル，ポートランド，サンフラシシスコ，ロスアンジェルス，サンディエゴの西部海岸地方の5都市に加えて，ハートフォード (Conn.)，アーロン (Ohio)，デトロイト，クリーブランド，バッファローに拡大され，44年6月には全国の主要都市に適用された[10]。

このようにアメリカの軍需生産は，戦前の膨大な失業者を前提として開始されたので，労働力統制も戦時経済の最終局面において漸く導入された。だがこれらの労働力統制は原料統制ほど厳格ではなかったのである。アメリカの戦時統制もこれをもってほぼ完了した[11]。この結果，アメリカ軍需生産は43年以降も増加し続け，43年11月には月額50億ドルというピークに達するとともに，44年には576億ドルという水準を記録した〔第2表〕。

1) 石油不足の原因については，Ⅱで詳述する。

2) 戦時期に配給制の対象となった民需品とその施行期間は以下のとおりである。
砂糖，42年5月～47年6月，コーヒー，42年11月～43年7月，加工食品，43年3月～45年8月，肉，ヘット，魚の罐詰，チーズ，カンミルク，43年3月～45年11月，タイヤ，42年1月～45年12月，自動車，42年2月～45年10月，ガソリン，42年5月～45年5月，自転車，42年7月～44年9月，燃料油，42年10月～45年8月，ストーブ，42年12月～45年8月，固形燃料（太平洋沿北部のみ）43年9月～45年8月，ゴム靴，42年10月～45年9月，シューズ，43年1月～45年10月，タイプライター，42年3月～44年4月（Jules Backman, ed., op. cit., p. 351.）

3) U. S. Bureau of the Budget, op. cit., pp. 306—12.

4) Ibid., pp. 312—7.

5) 戦時期の徴兵政策について触れておこう。徴兵政策も労働力統制と同様43年から議論される。それ以前には徴兵は長期的労働政策の観点からではなく，むしろその時々の戦況に応じて実施されたにすぎない。そしてその重点は30歳以下の独身男子に置かれていた（40年から43年2月までに召集された兵士の80％強が30歳以下の独身男子。残り大部分が38歳以下）。しかし43年春には兵力の増強が要求されたうえに，労働力不足も現われはじめ，徴兵政策の検討が余儀なくされた。徴兵政策を確立するために最初，徴兵免除層をどこにおくかが議論された。既に42年11月には議会の要求によって農民に対しては特別の配慮が払われていたが，それに加えてどの階層に徴兵免除を与えるかが焦点となった。軍需生産に従事している既婚男子を徴兵から除外するという案が43年初めに提案されたが，議会の反対にあった。結局いかなる職業のものであれ，既婚男子を兵役から除外するという案が43年2月25日議会で可決した。
しかしながら44年初めに徴兵政策は修正を迫られた。というのは，軍部は出来るかぎり若年兵を徴兵することを決定したからである。かくて44年からは，特に若年層に重点を置いた徴兵が行われ，この方針は終戦まで変らなかった。したがって44年に特別な少数の例を除いて，26歳以下の男子に対する徴兵延期措置はほとんど採られなかった（Ibid., pp. 444—50）。この期間徴募された兵士は1939年6月30日現在の33.4万人から1945年6月30日現在1,212万人に急増した（Historical Statistics of the United States, Colonial Time to 1970, p. 1141）。

6) なおこの時期には労働力需要の増大から労働条件の改善がみられた。特に重要なのは，41年6月25日に発布された行政命令8802号である。同命令は，連邦政府および軍需産業における職業差別を禁止したのであり，人種別差撤廃運動において前進をもたらした。

7) U. S. Bureau of the Budget, op. cit., pp. 431—2.

8) 製造業平均週間労働時間は，1940年5月の37.3時間から43年3月には45.3時間

に延長された。造船業や若干の軍需産業部門では43年3月において週間労働時間が60時間を上回っていた (Ibid., p. 432)。

9) Ibid., pp. 433—8.

10) Ibid., pp. 439—44.

11) 戦時動員統制の解除に関しては，むすびで言及する。

(三)

これまで主として生産統制，労働動員，物価統制，労働力統制も観点からアメリカ戦時動員の展開を概観してきたが，最後に戦時財政，金融政策に簡単に触れておこう。

戦時連邦財政支出は1941財政年度（40年7月～41年6月）の138億ドルから45財政年度の1,004億ドルへと7.3倍も拡張され（第1表），44年には国民総支出の45.8％まで占めるにいたった（第3表)。そのうち軍事支出は67億ドルから890億ドルに，13.3倍にも膨張し，同期間の連邦支出の約90％を構成した。そして第5表から明らかなように，同期間の連邦支出総額3,238億ドルのうち41％にあたる1,333億ドルが租税収入から，残りが政府借入で賄われた。第2次大戦期の連邦支出に対する租税収入の比率は，第1次大戦期(1916—19財政年度において32％であった[1])より高かったのである。

連邦収入は，41財政年度の76億ドルから45財政年度の465億ドルに増大

第5表 連 邦 収 支 (10億ドル)

財政年度	1941	1942	1943	1944	1945
連邦支出	13.8	34.3	79.7	95.6	100.4
連邦収入	7.6	12.8	22.3	44.1	46.5
個人所得税	1.4	3.3	6.6	18.3	19.0
法人所得税，超過利潤税	2.1	4.7	9.7	14.8	16.0
内国税収入	3.0	3.8	4.5	5.4	6.9
関税	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4
その他[(1)]	0.7	0.6	1.2	5.3	4.2
差額	− 6.2	−21.5	−57.4	−51.5	−53.9

(1) その他には雇用税，老齢保険基金への積立を含む。

出所) P. Studenski and H. E. Kroose, op. cit., p. 450.

したが，この増収は主として個人所得税と法人所得税の増加に由来した。内国消費税は税率の引上げにもかかわらず，それほど大きな伸びを示さず，関税収入も輸入の減少によりほとんど増加しなかった。個人所得税は税率の引上げ，免税点および付加税対象額の引下げ，勝利税（Victory Tax）の導入によって，14億ドルから190億ドルに急増し，連邦財政の最大の収入源になった[2)]。これに対し法人所得税は税率の引上げ，付加税および超過利潤税の導入の結果，21億ドルから160億ドルに増大した。だが軍需企業は前述した加速度償却法を利用することによって，高率税負担を部分的に回避することができたのである。

では連邦支出の59％が依存した政府借入はどのように実施されたであろうか。財務省はまずインフレを抑制するため，金融機関投資に不適格な，非市場性証券である貯蓄債券を発行し，個人や非金融企業の公債投資を促進することを図った。だが政府借入が巨額にのぼったため，結局商業銀行に依存することを余儀なくされ，連銀と連携して商業銀行の公債投資を促進する多面的施策を行わざるをえなくなった。だが同時に政府の債務負担を軽減するために，商業銀行投資を利率の低い短期債券に向わす措置を講じたのである。商業銀行の投資促進策として実施されたものには，(1)連邦政府は商業銀行の公債購入の見返りとして政府の預金勘定を設定する，(2)この政府預金勘定に対しては支払準備を免ずる，(3)連銀は中央準備市加盟銀行の支払準備率を引き下げる，(4)連銀は公開市場操作によって債券を購入し，商業銀行の現金を補充する，等である。また商業銀行投資を短期公債に向わせる措置として，(1)財務省は貯蓄債券など長期債券への商業銀行の投資を制限する，(2)連銀は商業銀行が希望したときには短期債券の即時現金化に応ずる，(3)連銀は短期公債を担保とする商業銀行への貸付を優先的低利率で実施する，が採用されたのである。

ではこのような施策のもとで公債投資は実際どのように進められたであろうか。まず第6表から判明することは，あらゆる階層から資金が調達されたが，なかんずく商業銀行，連銀が大きな役割を演じたことである。1940年6

第6表 公債保有内訳 (単位 100万ドル)

	1940年6月30日	1945年6月30日	増加
連邦準備銀行	2,466	21,792	19,326 (9.2)
商業銀行	16,100	84,200	68,100 (32.3)
銀行合計	18,566	105,992	87,426 (41.5)
個人	10,300	59,800	49,500 (23.5)
企業	2,500	30,900	28,400 (13.5)
保険会社	6,500	22,700	16,200 (7.7)
相互保険会社	3,100	9,600	6,500 (3.1)
州地方政府	400	5,300	4,900 (8.4)
合衆国政府	7,080	24,940	17,860 (8.4)
非銀行合計	29,930	153,123	123,193 (58.5)
合計	48,496	259,115	210,619 (100.0)

(注) 連邦準備銀行所有，合衆国所有は報告数字。その他の所有は財務省推計。銀行合計，非銀行合計は財務省報告書による。

出所) Federal Reserve Bulletin, Feb. 1949, p. 162.

月30日から45年6月30日までの期間に公債は2,106億ドル増大したが，そのうち42％すなわち870億ドルが商業銀行および連銀が引き受けたのである。だがこの特徴に加えて，個人や非金融企業が主として投資した貯蓄債券などの非市場性債券が大幅な伸びを示したこと，さらに1年以内短期公債への商業銀行，連銀の投資が促進されたことにも注目されなければならない。同期間に全公債残高(利子付および非利子公債合計)は430億ドルから2,587億ドルへと約6倍の増加を示したのに対し，非市場性公債は32億ドルから562億ドルへと17.6倍に急増し，45年6月30日現在の公債残高の22％を占めるにいたった[3]。また1年以内満期短期公債は40年6月30日現在32億から[4]，46年6月30日現在では620億に47.7倍に著増し[5]，46年6月30日現在の公債残高の23％を構成した。そしてこの1年以内の短期債は，46年6月30日現在で連銀公債保有額の95％，商業銀行投資額の28％を占めた[6]。かくて上述の財務省，連銀の公債政策は戦時公債消化においてある程度その効果

を発揮したといえるであろう。しかしアメリカの政府借入における最も重要な特徴は，それが専ら民間資金によって補充されたこと，したがって連銀の公債引受けとそれに基づく紙幣の増発に依存したのではないということである。このことは戦前に巨額の遊休資金が存在していたことを前提にしていたことはいうまでない。戦時インフレは財政面からも抑制された。

ところで戦時公債投資において主要な役割を担った商業銀行を，戦時期の貸付，投資の構成から位置づけよう。第7表によれば商業銀行の貸付は39年から45年の間に1.3倍しか増加しなかったのに対し，投資は3.6倍に拡大した。投資の大幅な増加は連邦債への投資の拡大に由来したのであり，全投資の84％が連邦債に向けられた。また連邦債投資額は貸付，投資合計額でみても58％という高い比率を示していた。他方貸付構成を預金被保険商業銀行の数値（第8表）でみるならば，各階層の公債投資の拡大を反映して証券購入貸付が一貫して増加したのに対し，軍需生産貸付の比率が低く，中小企業や下請業者の運転資金金融を目的としたVローンがそのうちの半分以上を占めたという際立った特徴を示している。軍需生産貸付が低調であった理由としては，運転資金が政府軍需契約前払金制度の導入，加速度償却法の適用，

第7表　全銀行の貸付・投資　　（単位　100万ドル）

	貸付・投資総額	貸付	投資		
			計	連邦政府債	その他
1938	47,300	21,033	26,267	16,761	9,506
1939	49,639	21,300	28,339	18,779	9,560
1940	51,351	22,311	29,040	19,705	9,335
1941	57,940	25,273	32,667	23,559	9,108
1942	64,017	25,063	38,954	30,320	8,634
1943	87,922	22,248	65,674	57,774	7,900
1944	108,764	25,435	83,329	75,775	7,554
1945	129,720	27,996	101,724	93,708	8,016
1946	136,669	31,506	105,163	95,969	9,194

（注）　各年は6月30日現在の数値である。
出所）　Historical Statistics of the United States, Colonial Time to 1957, pp. 623—4.

第8表 預金被保険商業銀行の貸付の推移 (単位 100万ドル)

	総計	商業および産業貸付					農業貸付	証券購入貸付	不動産貸付	その他(主として消費者金融)
		合計	軍需生産貸付			非軍需貸付(注)				
			小計(注)	Vローン	その他(注)					
1941年12月31日	21,258	9,214	1,300	—	1,300	7,900	1,450	1,276	4,773	4,545
32年 6月30日	19,920	8,867	2,250	81	2,150	6,600	1,164	1,189	4,770	3,928
12月31日	18,903	7,757	2,950	804	2,150	4,800	1,642	1,547	4,646	3,311
43年 6月30日	17,390	6,887	3,250	1,428	1,800	3,650	1,316	1,805	4,547	2,833
12月31日	18,841	7,777	3,500	1,914	1,600	4,300	1,505	2,336	4,437	2,786
44年 6月30日	20,729	7,406	3,150	2,064	1,100	4,250	1,474	4,517	4,364	2,968
12月31日	21,352	7,920	3,200	1,736	1,450	4,700	1,723	4,534	4,343	2,832
45年 6月30日	23,376	7,501	3,000	1,387	1,600	4,500	1,632	6,714	4,413	3,116

(注) 推定
出所) Federal Reserve Bulletin, Nov. 1945, pp. 1102, 1104.

利潤の急増の結果潤沢になったことが考えられよう。商業銀行は戦時期国債引受機関として位置づけられ，軍需企業との関連を希薄にしていたことが明瞭であろう。

さて，これまでみたように国債引受機関として位置づけられた商業銀行に対しインフレ防止手段としていかなる信用統制が実施されたであろうか，この点を最後に補足しておこう。連銀は前述したように，一方では商業銀行公債投資を奨励するために資金需給緩和策を講じざるをえず，他方では戦費節約から公債利率を抑制するため低利子率政策を継続しなければならなかった。したがって，公定歩合の引上げ，支払準備率の引上げ，公開市場操作など従来の金融引締措置を採用することができなかった。したがって戦時金融統制は消費者金融を対象として行われたにすぎなかった。連銀は，1941年8月9日行政命令に基づいて Regulation W を発布し，頭金の最高額と最低額を定め，割賦販売の最高期限の指定によって消費者金融を統制したのである。消費者金融貸付は，第8表から明らかなように41年12月31日現在の45億ドルから43年12月31日現在の28億ドルと約40％も減少したのである。たがこの資付の減少がこの統制の効果によるものと考えるわけにはいかない

だろう。というのも戦時期耐久消費財生産が大幅に削減されたからである。ともかく連銀金融政策は財務省公債消化促進政策に規制されたため，戦時信用統制は消費者金融を対象として実施されたにすぎなかった。

1) Historical Statistics of the United States, Colonial Time to 1970, p. 1104.

2) 戦時期における個人所得税および法人所得税の税率の推移は以下の通りである。

個人所得税，法人所得税における税率の変化

	1940年(6月第1次歳入法，10月第2次歳入法)	1941年(9月歳入法)	1942年(10月歳入法)	1943年(Current Tax Payment Bill)	1944年(Individual Income Tax Act)
個人所得税					
免税点（既婚者）	2,000ドル	1,500ドル	1,200ドル	変らず	1,000ドル
（独身者）	800ドル	750ドル	500ドル	変らず	変らず
扶養控除	400ドル	変らず	350ドル	変らず	500ドル
勝利税（免税額以上の所得に対して）	なし	なし	5%	3%	廃止
個人所得税率	4%	変らず	6%	変らず	3%
付加税率	4～75%	6～77%	13—82%	変らず	20～91%
最低付加税課税額	4,000ドル	変らず	変らず	変らず	2,000ドル
最高付加税課税額	500万ドル	変らず	20万ドル	変らず	変らず
法人税					
法人税率	14.85～24%（2.5万ドル以下の利潤に対しては14.85%から，2.5万以上は24%）	15～24%（2.5万ドル以下15～19%，2.5万ドル以上24%）	変らず	変らず	変らず
付加税（2.5万ドル以上の利潤に対し累進的課税）	なし	6～7%	10～16%	変らず	変らず
超過利潤税（19363～9の平均利潤の超過分あるいは総資本額8%を超える利潤に対して累進的賦課）	25～50%	35～60%	35～90%	35～95%	変らず

出所) P. Studenski and H. E. Kroose, op. cit., p. 448.

3) Federal Reserve Bulletin, Jan. 1948, p. 79.

4) Federal Reserve Bulletin, Aug. 1940, p. 803.

5) Federal Reserve Bulletin, Feb. 1949, p. 162.

6) Federal Reserve Bulletin, Jan. 1948, p. 81, Feb. 1949, p. 162.

(四)

アメリカはこれまで概観してきた戦時動員政策と戦時財政政策を通して巨大な戦時経済体制を構築し，この体制のもとで飛躍的な軍需生産の拡張を達成したのである。

アメリカの軍需生産は，40年6月の約3億ドルの水準から徐々に増大し，参戦時の41年12月には10億ドル強にまで達した。だが参戦後には驚異的なスピードで拡大され，43年11月には50億の水準に到達した。アメリカは40年7月から45年8月の間に1,831億ドルという巨大な軍需生産を実現したのである。軍需生産の内割は，航空機が448億ドルで全生産額の25％を占め，以下船舶411億ドル，22％，戦車，軍事用車輌203億ドル，11％と続いた。41年から45年の間の軍需品生産量は以下のとおりである。航空機295,959機（爆撃機97,800機，戦闘機100,000機，輸送機23,900機），戦艦8隻，航空母艦27隻，巡洋艦48隻，駆逐艦349隻，護衛駆逐艦412隻，上陸用舟艇79,308隻，リバティ船2,695隻，戦車88,410台，軍用トラック2,700,000台，機関車7,500輌，貨車95,000輌，追撃砲100,000砲，大砲400,000砲，ライフル銃6,500,000挺，カービン銃6,100,000挺，その他銃5,000,000挺，鉄かぶと22,000,000個，などであった[1]。これらの兵器生産は他のいかなる交戦国の兵器生産をはるかに凌駕し，44年1年間においては連合国兵器生産の約60％を占めたといわれた[2]。ともあれアメリカの軍需生産の規模は，他の交戦国の追随を全く許さないほどの巨大さであった。しかもこの間個人消費が下落するどころか，小幅とはいえ着実に伸びたことは留意されねばならない（第3表）。

このように膨大な軍需生産が短期間に達成されたのであるが，それがこれまで概観してきた戦時統制のもとで，いかなる方法で実現されたかは節を改めて述べよう。だが戦時統制の展開過程（軍需生産統制は参戦前に個別的に導入されたとはいえ，最終的に体系化されているにいたったのは42年末から43年央にかけてであるし，労働力統制は44年から全国的に実施された）からアメリカの人的，物的両面における潜在的生産能力の巨大さが明らかに

なるであろう。しかしここでは本節を締めくくるにあたって，資本，労働者，農民の戦時動員方法に絞ってその特徴を要約しておこう。

最初に指摘しておかなければならない特質は，軍需生産への資本の動員を推進するため資本の意向が産業動員計画に大幅に採り入れられたこと，したがって産業動員が資本の主体性を強権的に抑制するという方法ではなく，反対にそれを尊重するやり方で遂行された，ということである。とりわけ巨大独占資本の利害が産業動員計画に反映されたことが重視されなければならない。それゆえ戦時期には国家権力と巨大資本のあいだの確執がほとんど生じなかったのである。参戦前より巨大独占資本の代表が戦時生産機構の要職を占め，軍需生産を担当するにあたって種々の巨大資本優遇措置がとられたのである。まず軍需契約の発注や国家軍需生産設備の建設が少数の巨大資本に集中された。軍需契約の発注についてみれば，1940年6月から44年9月の期間に第1契約1,750億ドルが18,539社と結ばれたが，そのうち上位10社に30.4％，上位30社に49.3％，そして上位100社に67.2％が集中した。国家軍需生産施設[3]の建設の集中度はさらに高く，44年6月30日現在上位10社が32.5％，上位30社が52.7％，そして上位100社が75％の国家設備を運営したのである[4]。そのうえこれらの巨大資本には国家設備の運営に関する優遇措置や軍需契約における原価加算方式（固定価格契約ではなく，原価に一定の保証利潤を加えるもの）が与えられ[5]，民間資金による軍需設備の場合には加速度償却法やEPFCが適用され設備建設負担が著しく軽減された。さらに巨大資本は原料分配統制，とりわけ垂直的原料分配統制を原理とするCMPを通して，自己の地位を強固にすると同時に下請企業に対する支配力を強化したことも重要であろう[6]。最後に政府科学研究費が少数の巨大企業に集中され，経済力集中を促進した事実も看過できない[7]。このようにアメリカの戦時動員は資本，特に既存独占体の志向を尊重しつつ推進され，したがって独占組織の再編を生起せしめた第1次大戦と様相を異にし，既存独占体を一層強固にする結果を生みだしたのである[8]。

第2の特徴は，「総力戦」体制をすみやかに構築し「域内平和」を達成する

ため，労働者，農民の戦時体制への動員が基本的にニューディール体制の枠組のなかで遂行されたことであろう。参戦後労働者に対して，自由な団体交渉が事実上停止され，賃金統制が課せられ，また戦時動員機構内部での労働者の発言力が急速に低下していった[9]。しかしこれらの戦時統制に伴う制限にもかかわらず，組合保障協約が認可され，戦時期の労働者の団結権が維持されると同時に，公正労働基準法の施行の継続と賃金統制の対象から除外された調整条項の柔軟な運用とを通して，実質的には賃金引上げが容認された。こうして労働者は戦時生産に動員された。

他方，農民に対しても参戦以降も価格支持政策が継続され，さらに戦時農産物価格統制の見返りとして戦後2年間の農産物価格支持の保証と戦時補助金の交付が与えられた。こうして農民の戦時体制への動員が図られた。ただ農産物価格凍結以前に価格支持が継続され，最高価格が高位に設定されたから，農民は労働者と比較して大きな戦時利得を獲得したことは留意しなければならない。ともあれ，労働者，農民に対するアメリカの戦時動員方法は，団体交渉制の一時停止や戦時労働争議法の制定にみられるように，戦時統制によってある程度制約されたとはいえ，基本的にはニューディール体制の枠組のもとで遂行されたといえるのであって，一方的な強圧的権力の行使によるものではなかった。ニューディール体制は戦時統制によって解体されたのではなく，戦時体制構築の基礎であった。かくて資本，労働者，農民による戦時協調体制が確立されたのである。

ところで，以上2点の戦時動員方法の特徴から生じていく第3の特質は，戦時動員がニューディール体制を前提とし，その枠組のなかで遂行されたこと，したがって戦後の初発となるべき新たな社会改革をもたらすにはいたらなかったことである。David Brody はその原因を以下の3点に求めている。すなわち，(1)ローズベルトは戦時行政においてニューディール社会改革をを突破するような改革の推進を考慮しなかったし，それを実践することもできなかった。軍需生産の開始は利潤の上昇，失業者の減少，農業所得の上昇を実現し，ローズベルトに新たな社会改革に取り組む必要性を感じさせなかっ

たし，また戦時期南部選出の反リベラル派民主党員の抬頭から保守色を一層濃くした議会は，それを実施することを不可能にした。(2)資本の意向が産業動員計画に反映されたため，産業動員計画に新たな社会改革を導入することは不可能となった。(3)労働者，農民は戦時期に漸くニューディール政策の目標，すなわち失業の急減，賃金の上昇，農業所得の増大を獲得し，それらにほぼ満足したから，新たな質の改革運動を展開するまでにはいたらなかった[10]，以上の3点である。この指摘は，第2の戦時動員の特徴とともに第2次大戦期経済の歴史的位置を確定するうえで重要である。現代アメリカ資本主義における第2次大戦期経済の意義は，戦時動員の過程でニューディール体制，を実質的にアメリカ資本主義に定着せしめた，というところに求められると考えられる。このことを端的に物語るものは財界のワグナー法に対する姿勢の変化であろう。ニューディール期に執拗に反ワグナー法キャンペーンを繰り広げてきた財界は，巨大な戦時生産の達成への自信と企業利潤の増大から団体交渉制と労働者の団結権に対する不安を解消し，大勢としてこれらを受容していくのである。　　（未完）

1) Benjamin F. Cooling ed., War, Business and America Society, Port Washington, 1977, p. 126. 航空機の割内は U. S. Civilian Production Administration, op. cit., p. 962.

2) 他の交戦国の主要な軍需生産の規模は以下の通りである。ドイツ，1940年7月～45年8月，突撃砲と戦車合計44,857台，1934年～44年，航空機生産，111,000機（爆撃機32,000機），イギリス，1934年9月～45年7月，軍用機124,000機，日本，42～44年，艦艇7,366隻，ソ連，航空機137,000機（Alan S. Milward, War, Economy and Society 1939—45, London, 1977, p. 74）

3) 軍需契約額上位20社は以下の通りである。

軍需契約上位20社（1940年6月～1944年9月）

企業名	契約額（100万ドル）	比率（%）	累計（%）
General Motors Corp.	13,812.7	7.9	7.9
Curtiss-Wright Corp.	7,091.0	4.1	11.9
Ford Motors Co.	5,269.6	3.0	15.0
Consolidated Vultee Aircraft Corp.	4,875.4	2.8	17.7

企業名	契約額 (100万ドル)	比率 (%)	累計 (%)
Douglas Aircraft Co., Inc.	4,431.3	2.5	20.3
United Aircraft Corp.	3,923.0	2.2	22.5
Bethlehem Steel Co.	3,789.0	2.2	24.7
Chrysler Corp.	3,394.8	1.9	26.6
General Electric Co.	3,300.1	1.9	28.5
Lockheed Aircraft Corp.	3,246.2	1.9	30.4
North American Aviation, Inc.	2,768.5	1.6	32.0
Boeing Airplane Co.	2,700.2	1.5	33.5
American Telephone & Telegraph Co.	2,562.7	1.5	34.9
Martin, Glenn L., Co.	2,344.8	1.3	36.3
du Pont,E. I., de Nemours Co., Inc.	2,186.2	1.2	37.5
United States Steel Corp.	1,974.0	1.1	38.7
Bendix Aviation Corp.	1,869.2	1.1	39.7
Packard Motor Car Co.	1,783.8	1.0	40.7
Sperry Corp.	1,531.5	0.9	41.5
Kaiser, Henry J., Co.	1,384.4	0.8	42.4
全軍需契約総額	175,062.9	100.0	100.0

上位20社は航空機会社10社，自動車会社4社，鉄鋼会社2社，電機会社2社，造船，化学各1社から構成され，航空機，自動車会社を基軸としたアメリカ軍需生産の特質が明瞭に示されている (the Smaller War Plants Corporation, op. cit., pp. 29—31)。

4) 国家軍需生産設備を運営した上位20社は以下の通りである。

国家工場および設備操業上位20社 (1944年6月30日現在)

企業名	操業施設額 (1,000ドル)	比率 (%)	累計 (%)
General Motors Corp.	794,721	7.1	7.1
Aluminum Co. of America	491,905	4.4	11.5
Curtiss-Wright Corp.	475,884	4.3	15.8
United States Steel Corp.	429,908	3.8	19.6
Ford Motor Co.	361,483	3.2	22.8
Bethelehem Steel Corp.	265,144	2.4	25.2
Chrysler Corp.	209,658	1.9	27.1
United Aircraft Corp.	206,232	1.8	28.9
Kaiser, Henry J., Co.	199,769	1.8	30.7

企業名	操業施設額 (1,000ドル)	比率 (%)	累計 (%)
General Electric Co.	198,863	1.8	32.5
Douglas Aircraft Co., Inc.	196,893	1.8	34.2
Republic Steel Corp.	189,563	1.7	35.9
Dow Chemical Co.	177,314	1.6	37.5
Anaconda Copper Mining Co.	156,244	1.4	38.9
Union Carbide & Cabon Corp.	146,071	1.3	40.2
Consolidated Vultee Aircraft Corp.	142,712	1.3	41.5
Standard Oil Co. of N. J.	123,426	1.1	42.6
Bendex Aviation Corp.	108,939	1.0	43.6
Packard Motor Car Co.	102,810	0.9	44.5
Continental Motors Corp.	101,719	0.9	45.4
国家施設総額	11,185,412	100.0	100.0

上位20社の構成は航空機会社5社，自動車会社5社，鉄鋼会社3社，化学会社2社，造船，石油，電機，アルミニウム，銅各1社で，軍需契約額上位20社の構成と異なり，鉄鋼，アルミニウム，化学など資材生産企業の比率が高くなっている（Ibid., pp. 48—50)。

5) かかる有利な戦時条件のもとで巨大企業は膨大な利潤を獲得したことは容易に推測されるが，いま全産業の企業利潤の推移からもそのことは明瞭であろう。第1図から明らかなように，税引前企業利潤は41年より急上昇し，42年から44年までの期間に39年水準の約3倍強の高さを示した。これに対し税引後利潤は，戦時法人所得税の引上げ，超過利潤税の導入の結果，大幅に減少した。しかし税引後利潤でさえ43年から45年までの期間には39年水準の約2倍の水準にあり，週間賃金収入の伸び率を上回っていたことは重要である（なお工業製品単位当り労働コストが週間賃金収入より下回っていることは戦時期に生産性が大きく上昇したことを示すものであるが，その内容については次節で論じる)。

6) 42年第3四半期現在におけるPRPのもとでの重要金属分配状況の資料しか利用できないが，それによっても重要金属の分配が少数の巨大企業に集中していたことが判明する。すなわち，普通鋼，合金鋼，アルミニウム，銅についてみれば，上位25社はそれぞれの31%，41%，59%，67%を，また上位100社は45%，70%，81%，79%を消費したのである（Ibid., p. 36.)。しかしPRPは水平的原料分配に基づいていたから，第1契約者原料分配には下請業者の原料割当量が含まれていないことに留意しなくてはならない。したがってCMPのもとでは上位巨大資本の原料分配料は上述の数字を大幅に上回ることは明白であって，その分だけ上位企業は原料分配を通して下請企業に対する支配力を一層強めたと推測される。

7) 1940財政年度から1944財政年度までの期間に政府科学研究費は18.8億ドルにものぼったが，そのうち半分が巨大資本の委託研究に支出された。そして上位30社がそのうちの56％，上位68社で66％も占めたのである。これらの民間委託研究のパテントの90％が委託企業に与えられたから，巨大企業は政府研究開発を通しても強固になった (Ibid., pp. 51—3.)。

8) 航空機，アルミニウムにおける飛躍的な生産拡張，あるいは合成ゴム，電子など新技術がどのように既存独占体のもとに取り込まれたかについては次節で言及する。

9) S. ヒルマン (S. Hillman) が OPM の副長官に任命されたように参戦前には労働者は産業動員機構のいくつかの要職を占めた。しかし参戦後労働者の WPB 内での権限は財界の抵抗からいちじるしく制限された。4月に WPB の労働力統制権限が WMCに移されるや，AFL と CIO 代表参加のもとにこれまでこの任務にあたってきた WPB 労働生産課 (WPB Labor Production Division) は事実上諮問委員会に格下げされた。また41年中頃から産業界の諮問委員会と対抗関係にあった労働者の諮問委員会も参戦後その機能を縮小した (David Brody, "The New Deal and World War Ⅱ", John Braeman, Robert H. Bremmer, David Brody ed., The New Deal vol. 1. Columbus, 1975, pp. 290—1.)。

10) 1940年末CIO加盟の自動車労働組合 (United Automobile Workers of America) の副委員長である W. ルーサー (W. Reuther) は自動車産業の航空機生産への転換を骨子とする航空機生産促進計画を発表した。彼はこの計画のなかで，第1に自動車産業が航空機生産に転換することは技術的に容易であると結論づけ，第2に自動車産業による航空機生産の方法として，自動車産業の技術および遊休設備のプール化，部品製造と機体組立ての分離を提案し，第3に自動車産業での戦時航空機生産を管理する機構として，政府，資本，労働者が平等に参加する航空機生産委員会の新設を提唱した。彼は戦後における労働者の経営参加を実現するための足掛として，生産委員会の設置を，戦時航空機生産計画のなかに挿入した。しかし生産委員会に労働者が参加し，政府，資本と同等に戦時生産を管理するというこの提案は，経営権を侵害するものとして資本から反対されただけではなかった。AFL はこの提案には無関心であったし，CIO 内部でさえ多くが冷淡であった。これを支持したのは CIO 内部のリベラル派に限られた。こうしてこの計画は戦時期採用されるにいたらず，したがって戦時動員の過程で新たな社会改革を推進させる試みも達成されずに終った (Ibid., pp. 281—7)。

なお David Brody の前掲論文は，特に第3の特徴として挙げた角度からニューディール体制と戦時体制との関連を追求しており，多くの興味深い論点を提示している。